

平成31年度税制改正大綱について

平成30年12月
日本証券業協会

1. 税制改正大綱に盛り込まれた要望項目

【NISA制度の利便性向上に向けた措置】

	要望項目(証券界要望のうち自民党部会重点要望項目とされたもの)	結果(○は実現)
1	NISA口座を保有する者が、海外転勤等により一時的に日本を離れている間であっても、引き続きNISA口座を利用できるようにすること	○
2	成年年齢が引き下げられたことを踏まえ、NISA制度の利用開始年齢を引き下げること	○
3	NISA口座で保有する上場株式等を他の年分の非課税管理勘定に移管する際に提出するロールオーバー移管依頼書等について、電磁的方法による提出の簡素化を図ること※	○
4	「一般NISA」勘定と「つみたてNISA」勘定の期中における変更手続きについて簡素化を図ること	○

※ 証券業界は、公的個人認証と併せて行われる場合以外(提出者が本人であると確認できる措置と併せて行われる場合)まで拡大することを要望。

1. 税制改正大綱に盛り込まれた要望項目

【世代間の資産承継を円滑にするための税制措置】

	要望項目(証券界要望のうち自民党部会重点要望項目とされたもの)	結果(○は実現)
1	教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置について、平成31年3月末までの時限措置とされている本特例を恒久措置とするとともに、教育資金の交付請求時における領収書の提出要件の緩和(1万円以下を3万円以下まで引き上げ)など、事務手続の簡素化等を図ること	延長:○ (2年延長) 簡素化等:×

【金融のグローバル化への対応】

	要望項目(証券界要望のうち自民党部会重点要望項目とされたもの)	結果(○は実現)
1	過大支払利子税制の見直しを行う場合は、金融マーケットへ悪影響を及ぼさないよう対応すること	○
2	外国子会社合算税制(CFC税制)について、国内金融機関の海外進出を阻害しないよう、ビジネスの実態を踏まえ所要の措置を講じること	○
3	一定の外国法人(外国ファンド等)が国内金融機関と行う債券現先取引(レポ取引)により受け取る利子等の非課税措置について、以下の措置を講じること ①適用期限の恒久化又は延長 ②適用対象資産の拡充	延長:○ (2年延長) 拡充:○

1. 税制改正大綱に盛り込まれた要望項目

【投資信託・投資法人制度等の拡充に向けた措置】

	要望項目(証券界要望のうち自民党部会重点要望項目とされたもの)	結果(○は実現)
1	平成30年度改正において、公募投資信託等を経由して支払った外国税を、国内で支払う源泉所得税から控除できることとする調整措置が講じられたところ、当該調整措置の施行(平成32年1月)が円滑に行われるよう、所要の措置を講じること。また、投資法人が所有する外国子会社にも二重課税とならないよう調整措置を講じること	○
2	Jリート・特定目的会社・不動産特定共同事業法上の特例事業者等が取得する不動産に係る登録免許税及び不動産取得税の特例措置を延長及び拡充すること	延長:○ (2年延長) 拡充:×

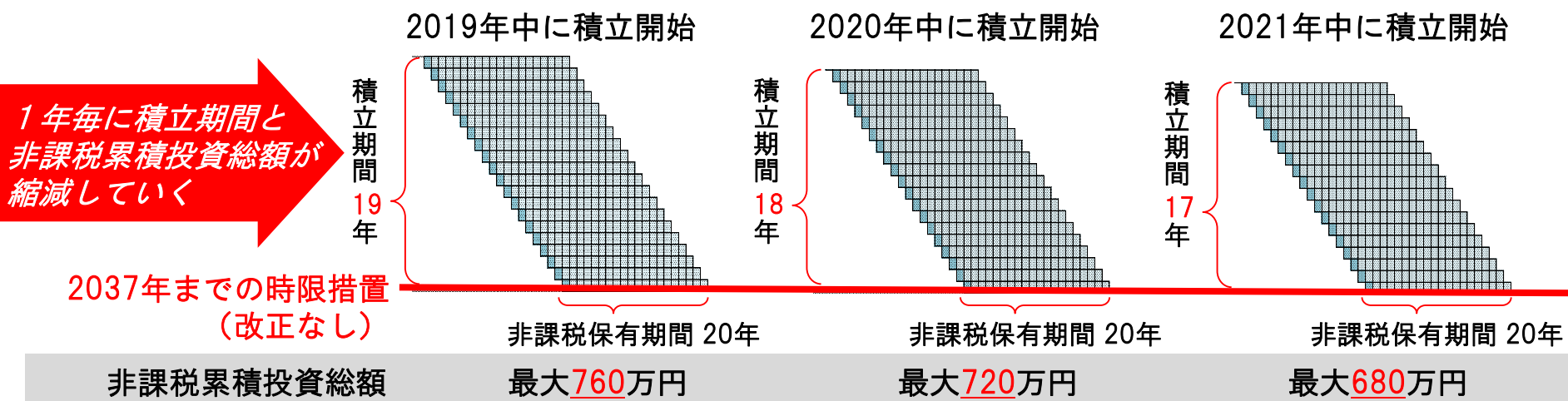
【特定口座の利便性向上に向けた措置】

	要望項目(証券界要望のうち自民党部会重点要望項目とされたもの)	結果(○は実現)
1	上場会社の役職員等に付与された事後交付型の株式報酬について、その交付時に特定口座への受入れを可能とすること	○

2. 税制改正で認められなかった要望項目

【NISA制度の恒久化関連】

	要望項目(証券界要望のうち自民党部会重点要望項目とされたもの)	結果
1	NISA制度(一般・ジュニア・つみたて)について、恒久措置とすること	×
2	なお、「つみたてNISA」については、開始時期にかかわらず、20年間の長期・積立・分散投資のメリットを享受できるよう、制度期限(平成49年)を延長すること	×



【参考】平成31年度税制改正大綱

第一 平成31年度税制改正の基本的考え方

5 経済社会の構造変化等を踏まえた税制の検討

(1) 個人所得課税のあり方

② 老後の生活等に備える資産形成を支援する公平な制度のあり方

(省略)

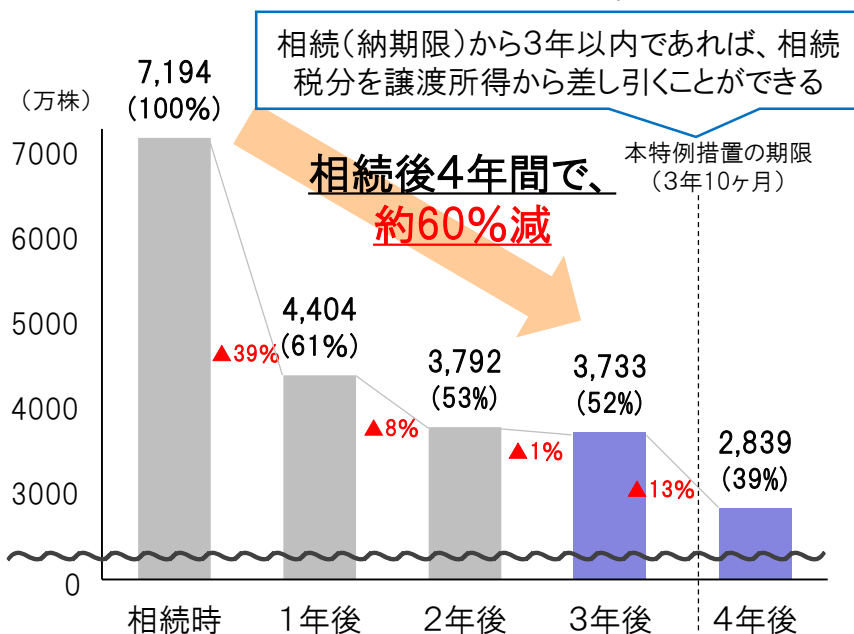
NISAについては、その政策目的や制度の利用状況を踏まえ、望ましいあり方を検討する。

2. 税制改正で認められなかった要望項目

【上場株式等の相続税評価見直し関連】

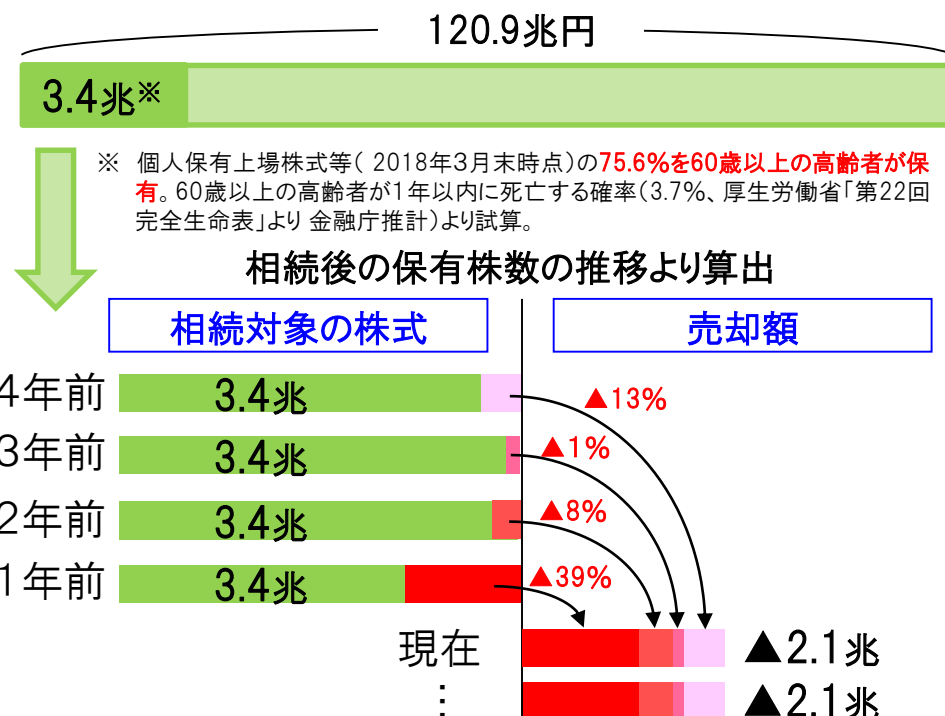
	要望項目(証券界要望のうち自民党部会重点要望項目とされたもの)	結果
1	高齢者が老後資金のために蓄えた資産を安心して保有し続けることのできる環境を整備する観点から、上場株式等の相続税に係る見直しを行うこと	×
2	相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例について、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までとされている適用要件を撤廃すること	×

相続後の保有株数の推移



(出典)日本証券業協会による会員に対するアンケートより金融庁作成
 (注)24年8月～26年8月に相続により上場株式等の移管を受けた顧客140人
 (預り資産残高の時価総額が大きい層20人×7社(一部ランダム抽出を含む))

相続後における各年度の売却額(推計)



3. 長期検討事項とされた要望項目

【金融所得課税の一体化に向けた税制措置】

	要望項目(証券界要望のうち自民党部会重点要望項目とされたもの)	結果
1	投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、金融商品に係る損益通算範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大すること。また、私募株式投資信託の課税方式については申告分離課税とすること。	 長期検討事項
2	損益通算の拡大に当たっては、特定口座を最大限活用すること	
3	制度導入に当たっては、納税者の利便性に配慮しつつ、金融機関が納税実務面でも対応可能な実効性の高い制度にすること	

【参考】平成31年度税制改正大綱(平成28年度、平成29年度、平成30年度からの変更はなし)

第三 検討事項

2 デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。

4. 来年度以降の税制改正の検討に係る記載

【参考】平成31年度税制改正大綱

第一 平成31年度税制改正の基本的考え方

5 経済社会の構造変化等を踏まえた税制の検討

(1) 個人所得課税のあり方

② 老後の生活等に備える資産形成を支援する公平な制度のあり方

老後の生活など各種のリスクに備える資産形成については、企業年金、個人年金等の年金税制、貯蓄・投資、保険等の金融税制が段階的に整備・拡充されてきたが、働き方の多様化が進展する中で、働き方の違い等によって税制による支援が異なること、各制度それぞれで非課税枠の限度額管理が行われていることといった課題がある。また、「人生100年時代」に向けて、全世代型社会保障制度の構築が進められていく中、税制においても、どのようなライフコースを歩んだ場合でも老後に備える資産形成について公平に税制の適用を受けることができる制度のあり方を考えることが必要である。こうした認識の下、関係する諸制度について、社会保障制度を補完する観点や働き方の違い等によって有利・不利が生じないようにするなど公平な制度を構築する観点から、諸外国の制度も参考に、包括的な見直しを進める。

その際には、拠出・運用・給付の各段階を通じた課題のあり方について、公平な税負担の確保等の観点から検討する必要がある。また、給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスについて、働き方やライフコースの多様化を踏まえた検討が必要である。

あわせて、金融所得に対する課税のあり方について、家計の安定的な資産形成を支援するとともに、所得階層別の所得税負担率の状況も踏まえ、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、関連する各種制度のあり方を含め、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討する。

NISAについては、その政策目的や制度の利用状況を踏まえ、望ましいあり方を検討する。

4. 来年度以降の税制改正の検討に係る記載

【参考】平成31年度税制改正大綱

第一 平成31年度税制改正の基本的考え方

5 経済社会の構造変化等を踏まえた税制の検討

(2) 相続税・贈与税のあり方

② 資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税に向けた検討

高齢化の進展に伴い、いわゆる「老々相続」が課題となる中で、生前贈与を促進する観点からも、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築が課題となっている。諸外国の制度をみると、生前贈与と相続に対して遺産税若しくは相続税を一体的に課税することにより、資産移転の時期の選択に中立的な税制が構築されている例がある。一方、わが国においては、平成15年に相続時精算課税制度が導入されており、本制度の適用を選択すれば、生前贈与と相続に対する一体的な課税が行われるが、本制度は必ずしも十分に活用されていない。今後、諸外国の制度のあり方も踏まえつつ、格差の固定化につながらないよう、機会の平等の確保に留意しながら、資産移転の時期の選択に中立的な制度を構築する方向で検討を進める。こうした検討の進捗の状況を踏まえ、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置及び結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置についても、次の適用期限の到来時に、その適用実態も検証した上で、両措置の必要性について改めて見直しを行うこととする。

4. 来年度以降の税制改正の検討に係る記載

【参考】平成31年度税制改正大綱

第三 検討事項

1 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス等に留意するとともに、平成30年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。

第一 平成31年度税制改正の基本的考え方

（省略）

また、我が国の経済社会の変化や国際的な取組みの進展状況等を踏まえつつ、担税力に応じた新たな課税について検討を進めていく。

(参考)自民党「証券市場育成等議員連盟」 『人生百年時代における個人の多様な資産形成の促進のための 証券税制に関する決議』(平成30年11月20日)



当議員連盟においては、平成24年11月、「個人投資者の市場参加推進のための証券税制措置に関する決議」として、日本版ISAの制度の恒久化・簡素化や公社債等を含める形での損益通算の拡大等について決議したところである。その後、一般NISA制度が開始され、さらにジュニアNISAやつみたてNISAといった新たな制度の拡充や簡素化が実現しており、投資教育の着実な実施のもと、個人による金融資本市場への参加及び多様な資産形成の制度整備が進められてきたところではあるが、未だ途半ばである。さらに、人生百年時代を迎え、多様な働き方と新たなライフスタイルに対応するため、教育、住宅、老後の備えといった従来の資産形成目的に限らず、起業資金やリカレント教育等といった資産形成目的の多様化に対応し、かつ、働き方等の違いにも公平な資産形成手段を提供していく必要がある。また、市場環境を整備し経済へのリスクマネー(成長資金)の供給を確保し、今後の人口減少の時代における我が国経済の持続可能性(サステナビリティ)を確保していくことも極めて重要である。証券市場が我が国経済に貢献していくためには、平成31年度税制改正においては、次の措置を講ずるべきである。

- 一. 平成24年決議において、NISA制度(一般NISA、つみたてNISA、ジュニアNISA)の恒久化を進めていくことが重要とされていたが、依然としてNISA制度については、それぞれ制度上の期限が設けられていることから、その期限を撤廃し恒久的措置とすること。
- 二. 20年間の長期の小口の積立投資を狙いとするつみたてNISA制度の制度期限は、来年以降、開始年が経過するごとに買付けできる期間が縮減するため、ただちに延長すること。
- 三. 長寿社会においては、公的年金制度と自助努力による私的年金制度の相互補完が重要である。このため、確定拠出年金制度については、拠出限度額の引上げ等の制度の拡充を行うこと。他方、証券界においては、投資信託による運用が拡大されるよう努めること。
- 四. リスク資産の円滑な世代間等の移転に対応するため、上場株式及び公募株式投資信託の相続税等を見直すこと。特に相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例について、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までとされている適用要件を撤廃すること。また、評価について、物納の利用状況を踏まえ、価格変動リスクを考慮したものに改める等の見直しを行うこと。
- 五. 平成24年決議の趣旨に則り、個人投資者がリスク資産に投資しやすい環境の整備を図るため、デリバティブ取引等に係る損益を金融商品に係る損益通算の範囲に含めること。

5. マイナンバー関連

	要望項目(証券界要望のうち自民党部会重点要望項目とされたもの)	結果
1	マイナンバー制度の円滑な普及の観点から、証券口座に係るマイナンバーの付番に関し、平成30年12月末の経過措置終了以降の対応について所要の措置を講じること	・告知期限の3年延長

【参考】平成31年度税制改正大綱

第二 平成31年度税制改正の具体的内容

一 個人所得課税

2 金融・証券税制

(9)平成28年1月1日前に次に掲げる告知又は告知書の提出(以下「告知等」という。)を行った者で同日以後に配当等の支払を受けるものが、平成31年1月1日以後最初に配当等の支払を受ける日等までにその告知等を受けた者に行うこととされている個人番号又は法人番号の告知について、その告知期限を3年延長する。

①～⑬(省略)

(10)行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正を前提に、次の措置を講ずる。

- ① 個人番号の告知を受けるべき金融機関等が、その金融機関等に個人番号の告知をすべき者でその告知をしていないもの(以下「番号未告知者」という。)の個人番号を振替機関から提供を受けて確認したときは、その番号未告知者がその金融機関等に個人番号の告知をしたものとみなして、改めてその番号未告知者がその金融機関等に個人番号の告知を行うことを要しないこととする。
- ② 金融機関等が番号未告知者の個人番号の確認をしたときは、その金融機関等が提出すべきその確認後にその番号未告知者に支払いをする配当等に係る支払調書には、その確認をした個人番号を記載することとする。

5. マイナンバー関連

【参考】平成31年度税制改正大綱

第二 平成31年度税制改正の具体的内容

六 納税環境整備

1 番号が付された証券口座情報の効率的な利用に係る措置

個人番号又は法人番号(以下「番号」という。)が付された証券口座に係る顧客の情報を税務上効率的に利用できるよう、次の措置を講ずる。

(1)証券会社等の口座管理機関は、証券口座に係る顧客の情報を番号により検索することができる状態で管理しなければならないこととする。

(2)振替機関は、証券口座に係る顧客の情報を番号により検索することができる状態で管理しなければならないこととするとともに、調書を提出すべき者(株式等の発行者又は口座管理機関に限る。)から証券口座に係る顧客の番号その他の情報の提供を求められたときは、これらの情報を提供するものとする。※

(注)上記の改正は、平成32年4月1日から施行する。

※ 情報の提供に関する記述(「調書を提出すべき者～これらの情報を提供するものとする。」)は、国税部分のみに記載。

(参考)銀行等の預貯金口座においては、本年1月から、国税通則法によって税務調査等のために同様の管理が義務付けられている。

証券投資に関する全国調査 (調査結果概要)

平成30年12月18日
日本証券業協会



■ 調査概要等	2
■ 調査結果概要	5
1. 金融商品の保有実態等	6
2. 有価証券の保有実態等	11
3. 証券投資に対する意識・必要性	16
4. 証券投資教育の意義	22
5. 証券会社等	28

1. 調査目的

健全な証券投資の促進と証券市場のさらなる発展のため、わが国における個人の証券保有実態や証券投資に対する意識等を把握し、今後の証券会社及び本協会の施策の検討に際しての基礎資料とするもの

2. 調査方法

調査対象	日本全国の20歳以上の男女個人
標本数	7000
調査方法	訪問留置法
調査時期	平成30年6月15日～7月29日 (前回 平成27年6月19日～7月16日)

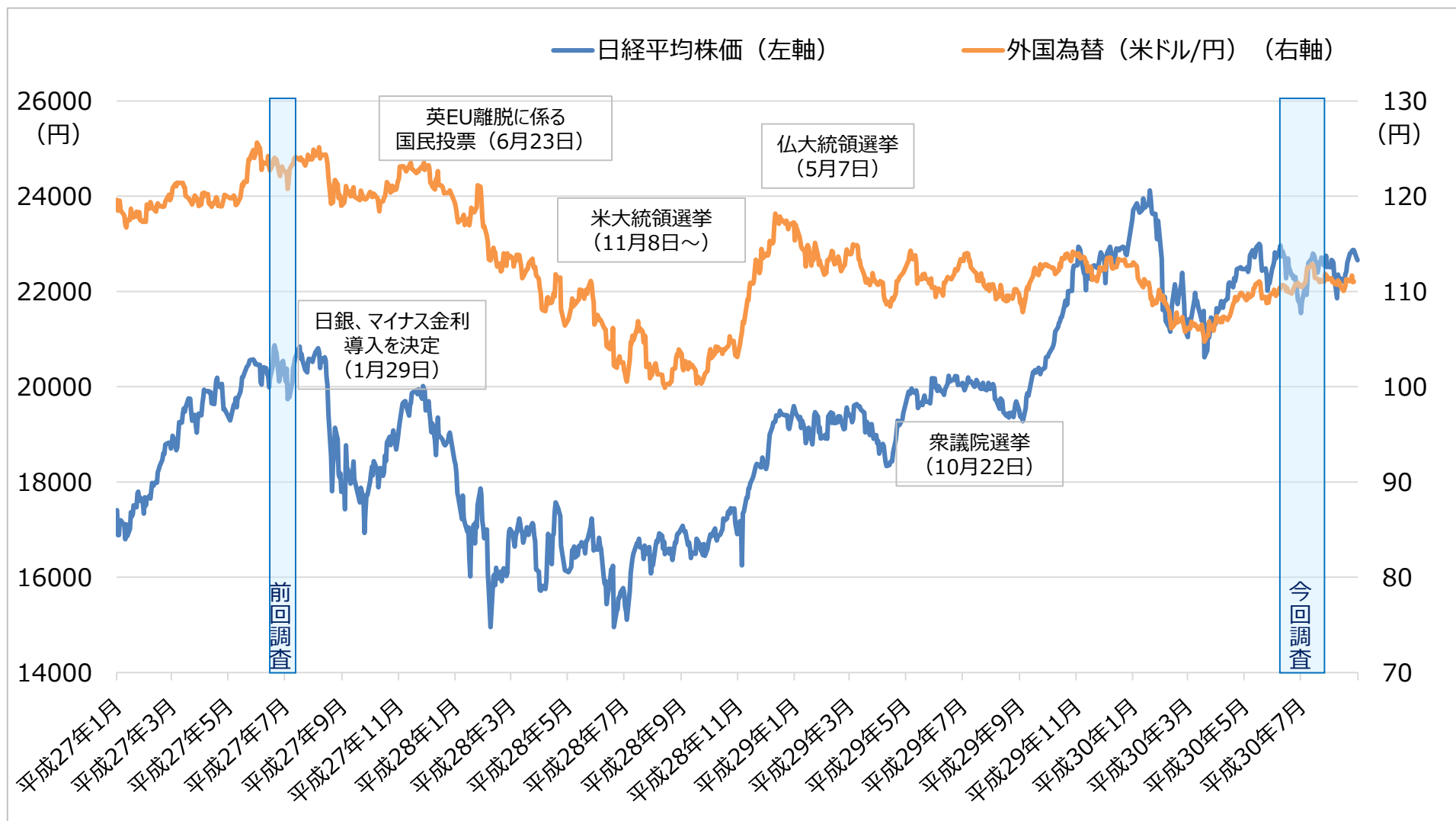
3. 調査内容

- ①金融商品の保有実態や金融資産への意識、②金融商品の知識（NISAを含む）、
③証券会社、④株式・投資信託・公社債への投資実態

4. 調査結果概要（ポイント）

- 金融商品別保有率は、依然として「預貯金」が92.8%と圧倒的に高く、「株式」は12.6%、「投資信託」は9.2%。〔6頁〕
- 金融商品の保有目的は、「将来・老後の生活資金」が66.4%と最も高い。〔8頁〕
- 金融商品保有額は、「100～300万円未満」が18.9%と最も高く、過半数（52.4%）は「300万円未満」。〔10頁〕
- 証券投資のイメージは、プラスイメージでは「資産を増やす」が高く、マイナスイメージでは「難しい」「ギャンブルのようなもの」「お金持ちがやるもの」などが高い。〔19頁〕
- 証券投資の必要性は、「必要だと思う」が25.1%であるのに対し、「必要とは思わない」が4分の3（74.6%）を占める。〔20頁〕
- 習得したい証券投資知識は、「投資対象商品の種類・仕組み・リスクやリターン」「自分に適した投資の商品・スタイル」の順に高い。〔26頁〕
- 証券会社との主な取引方法は、「営業員との対面、店舗等への電話」が減少し、「インターネット取引」が増加。年齢が若い層ほど、「インターネット取引（PCやタブレット、スマホ）」が高く、「店頭営業員との対面、店舗等への電話」の方が高くなる分岐点は60代前半。〔31頁〕

〔参考〕前回調査時からの証券投資環境の変化



■ 調査結果概要

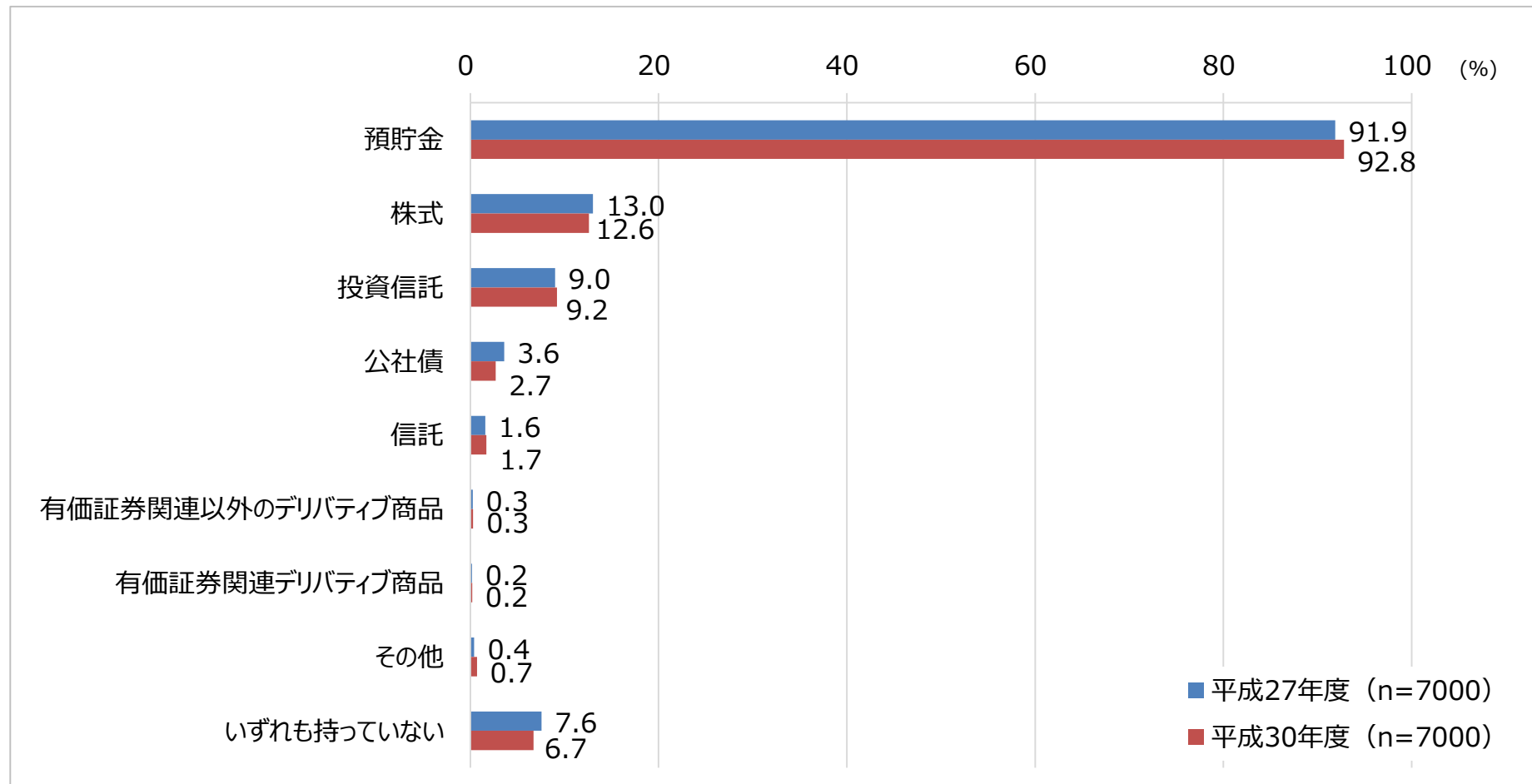
1. 金融商品の保有実態等

とう
10/4は
証券投資の日



○金融商品別保有率

複数回答

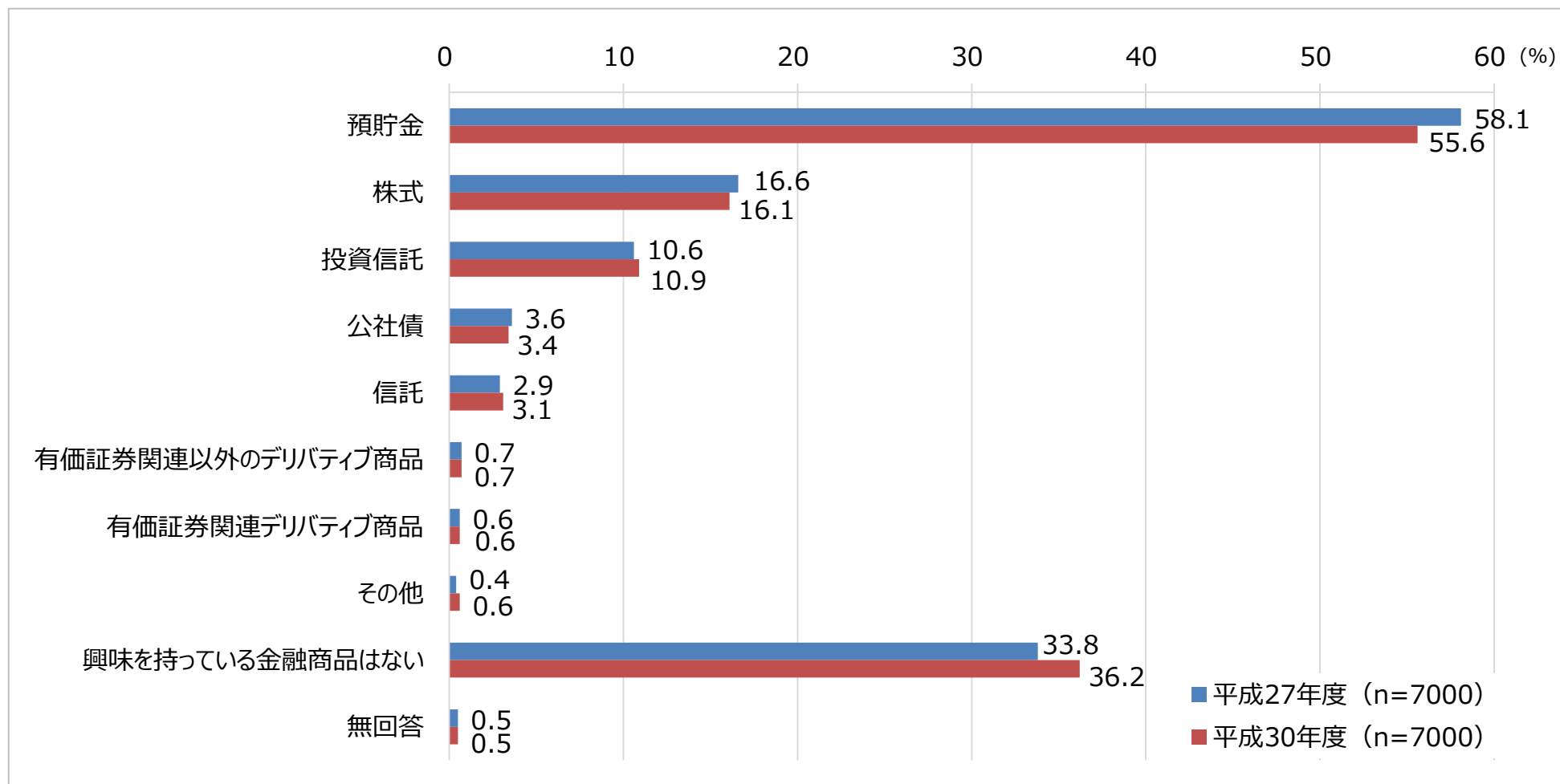


- 「預貯金」が92.8%と圧倒的に高く、「株式」は12.6%、「投資信託」は9.2%。
- 全体としては、前回調査から分布に大きな変化はない。

1. 金融商品の保有実態等

○興味を持っている金融商品

複数回答



● 「預貯金」を除く金融商品については、保有率より高い比率となっている。

1. 金融商品の保有実態等

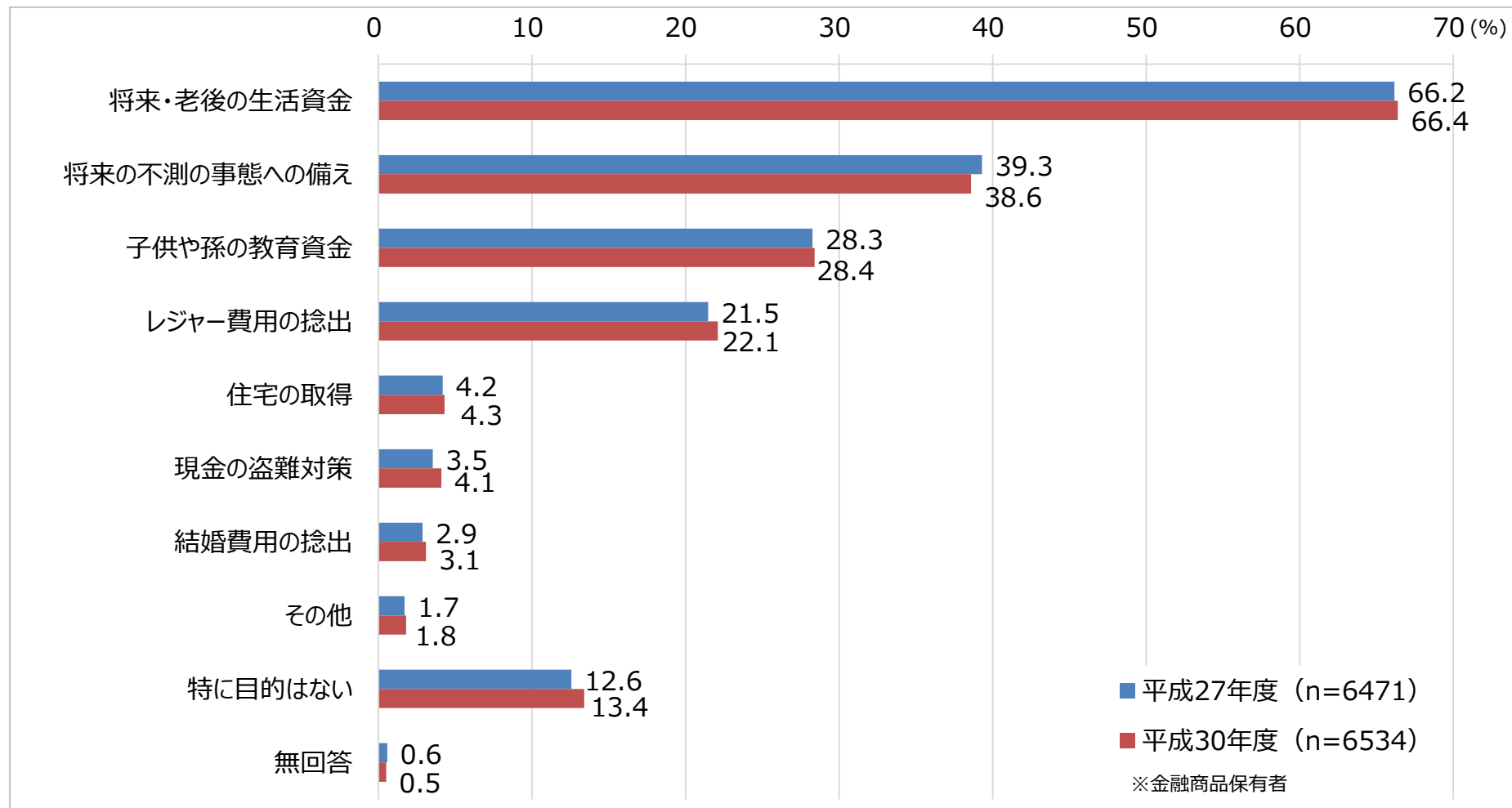
とう
10/4は
証券投資の日



JSDA

○金融商品の保有目的

複数回答



● 「将来・老後の生活資金」が66.4%と最も高い。

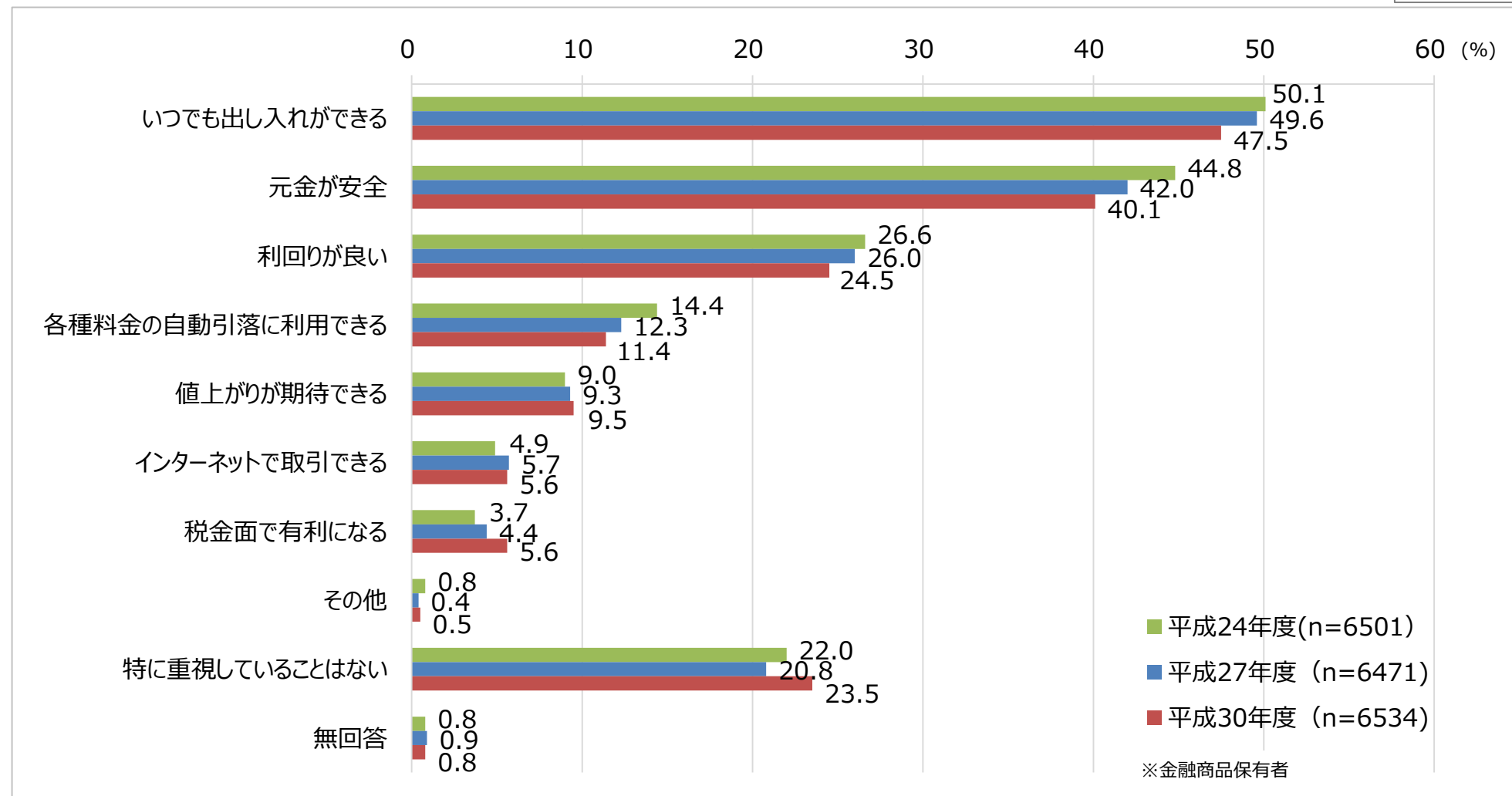
1. 金融商品の保有実態等

とう
し
10/4は
証券投資の日



○金融商品の重視点

複数回答



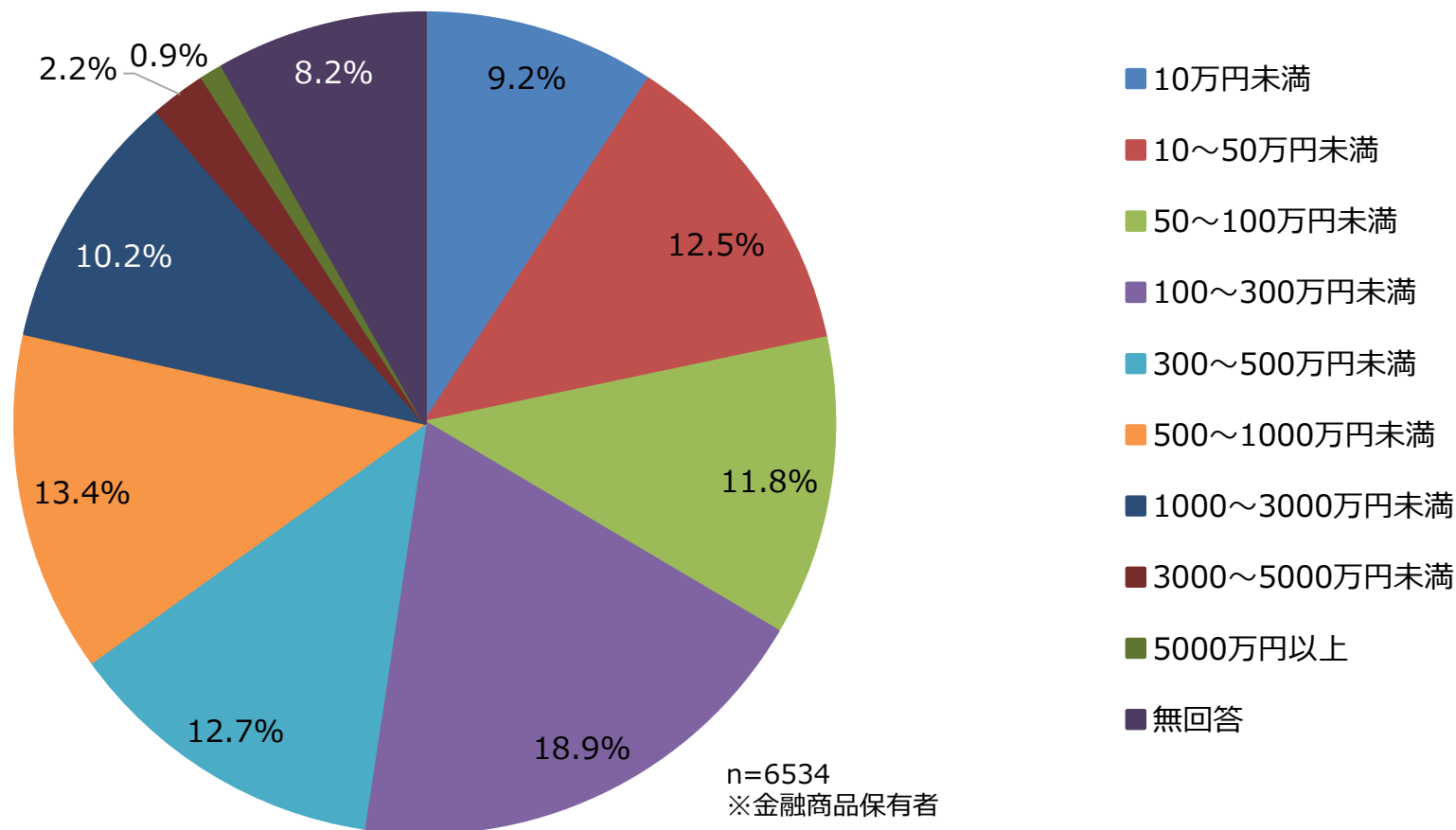
- 「いつでも出し入れができる」「元金が安全」が高い。

1. 金融商品の保有実態等

とう
し
10/4は
証券投資の日



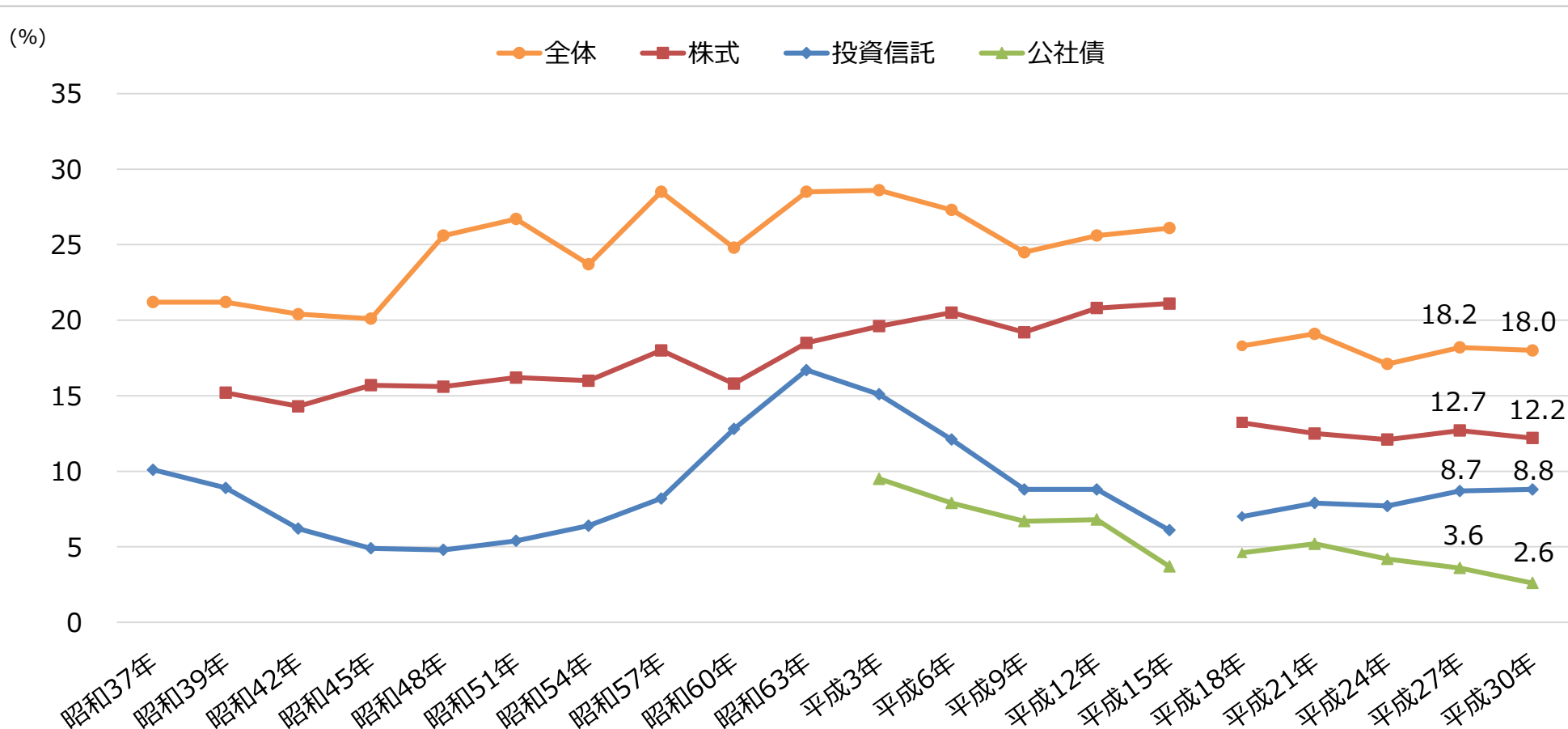
○金融商品保有額



- 「100～300万円未満」が18.9%と最も高い。
- 「300万円未満」が過半数（52.4%）を占め、約8割（78.5%）は「1,000万円未満」。

2. 有価証券の保有実態等

○有価証券保有率



(注) 2003年以前は世帯、2006年以降は個人の保有率。
本設問には無回答者が存在するため6頁記載の有価証券保有率とは必ずしも一致しない。

n=7000

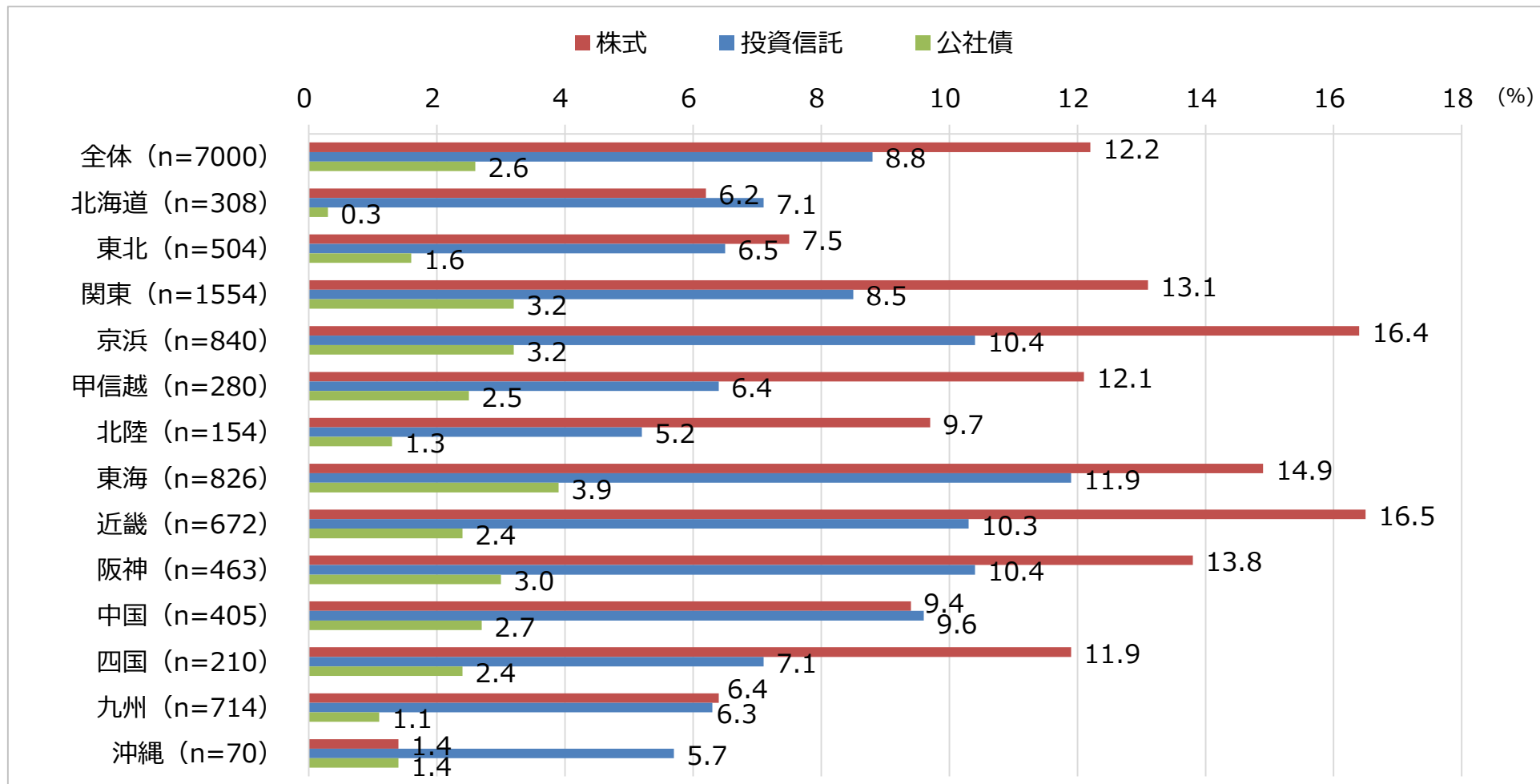
● 株式及び投資信託の保有率は、ほぼ横ばいであるが、公社債の保有率は低下が続いている。

2. 有価証券の保有実態等

とう
し
10/4は
証券投資の日



○有価証券保有率（地域別）



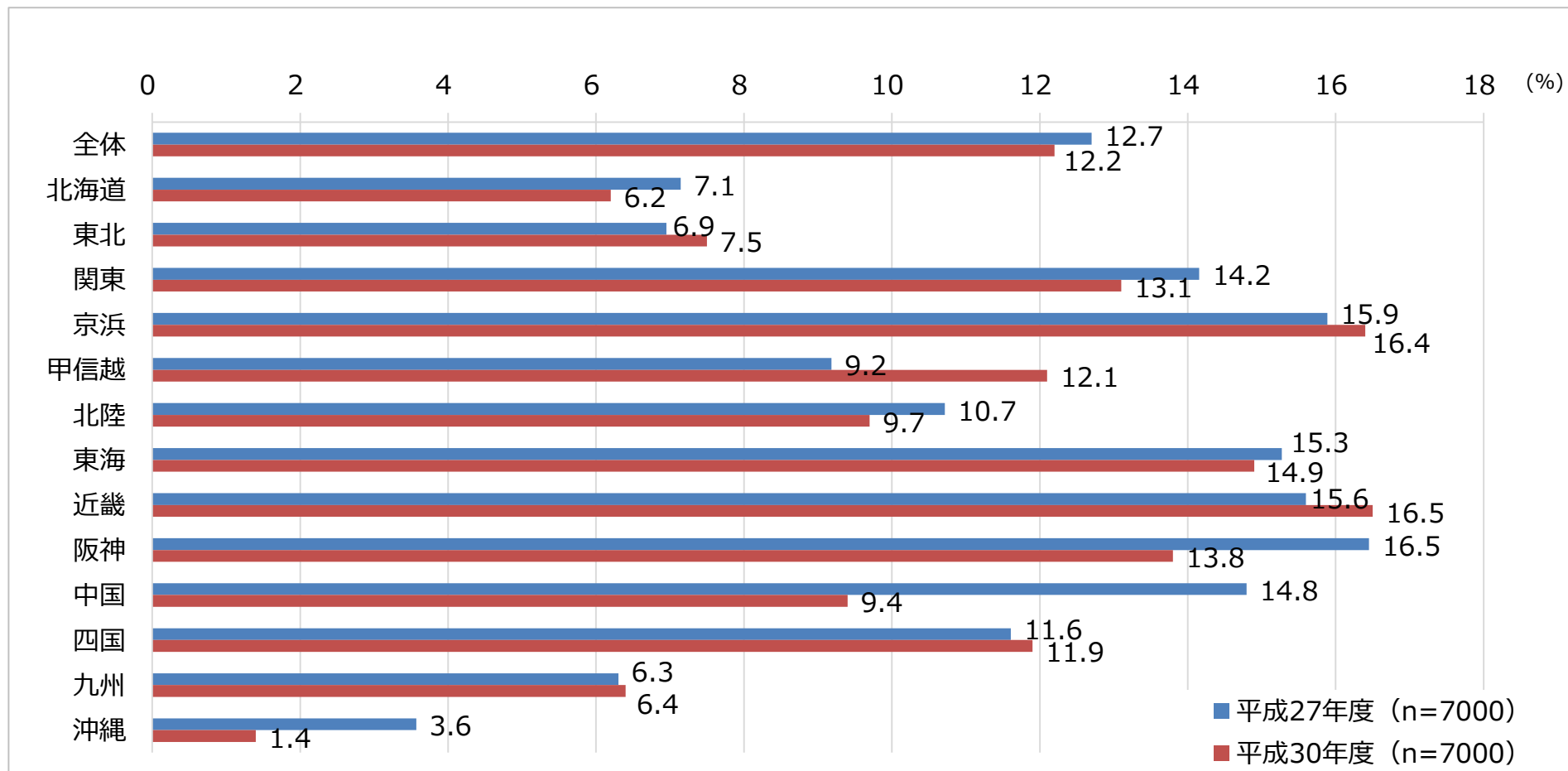
- 株式の保有率は、京浜、東海、近畿、阪神などが高く、北海道、九州、沖縄などが低い。

2. 有価証券の保有実態等

とう
10/4は
証券投資の日



○株式保有率（地域別）



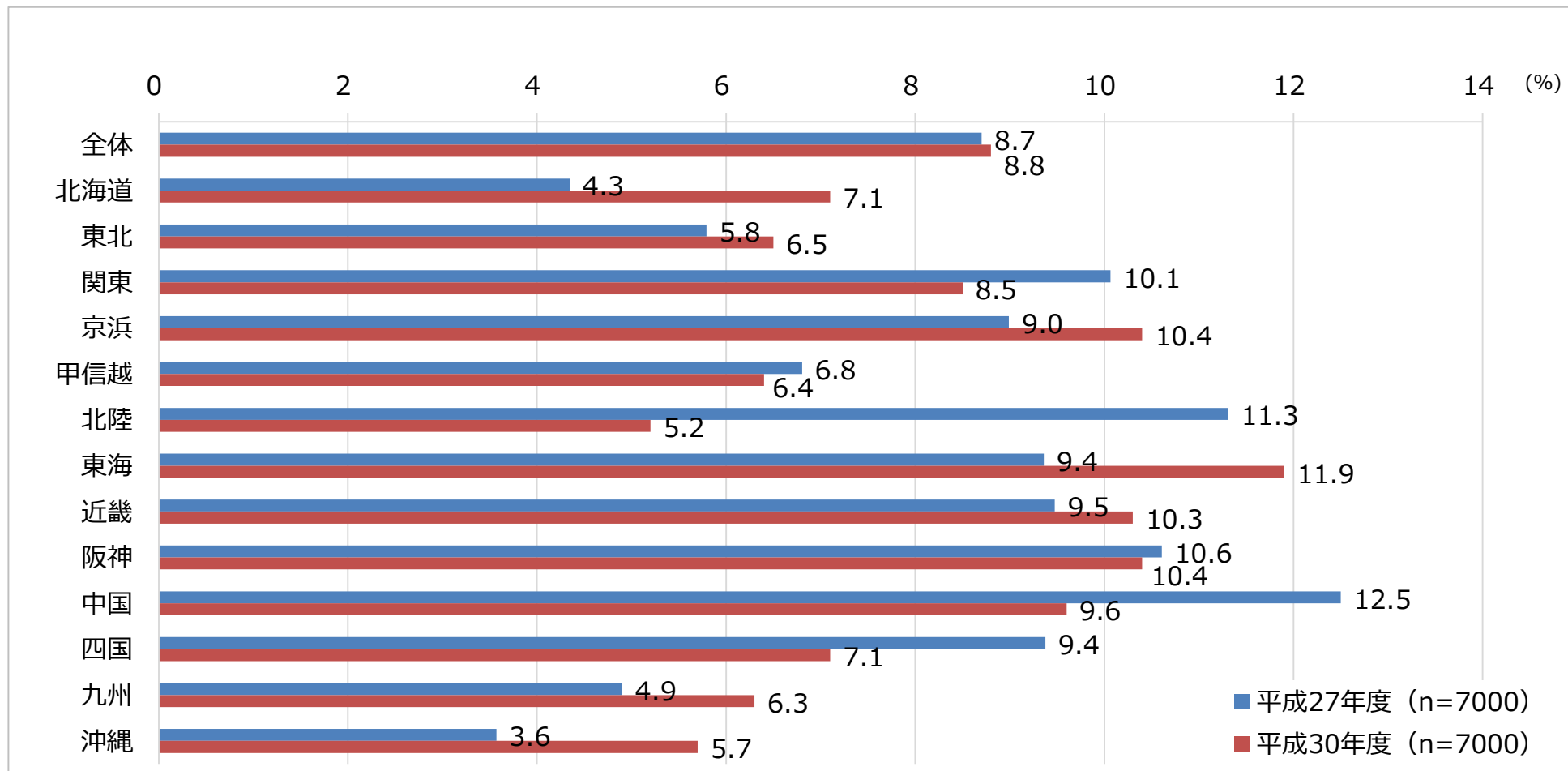
- 前回調査と比較すると、東北、甲信越、近畿などが上昇する一方で、阪神、中国、沖縄などが低下した。

2. 有価証券の保有実態等

とう
し
10/4は
証券投資の日



○投資信託保有率（地域別）



● 前回調査と比較すると、北海道、東海、沖縄、九州などが上昇する一方で、北陸、中国、四国などが低下した。

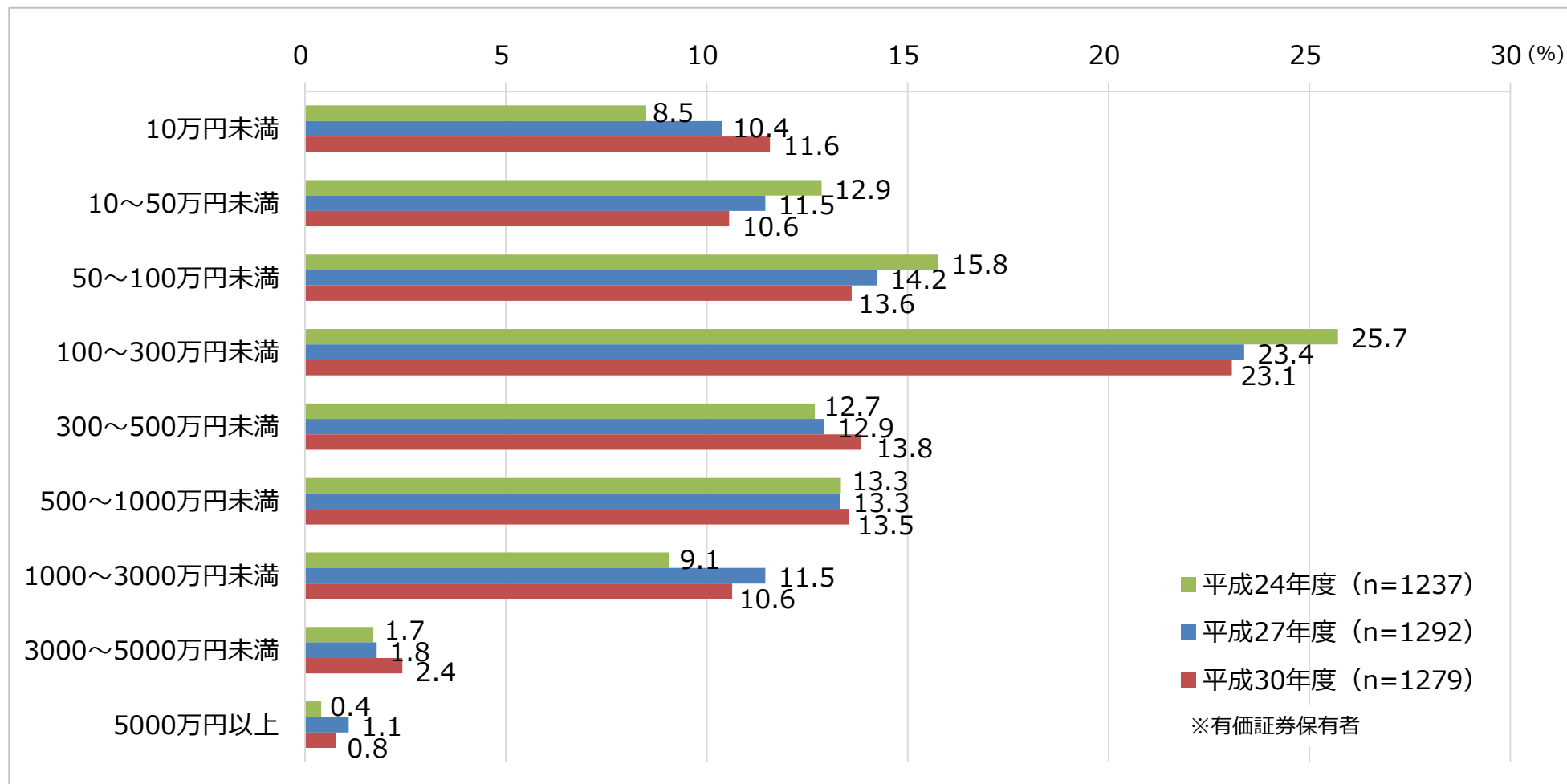
2. 有価証券の保有実態等

とう
し
10/4は
証券投資の日



JSDA

○有価証券保有額



- 「100～300万円未満」が23.1%と最も高く、7割超（72.7%）は「500万円未満」。
- 全体として、前回調査から分布に大きな変化はない。

3. 証券投資に対する意識・必要性

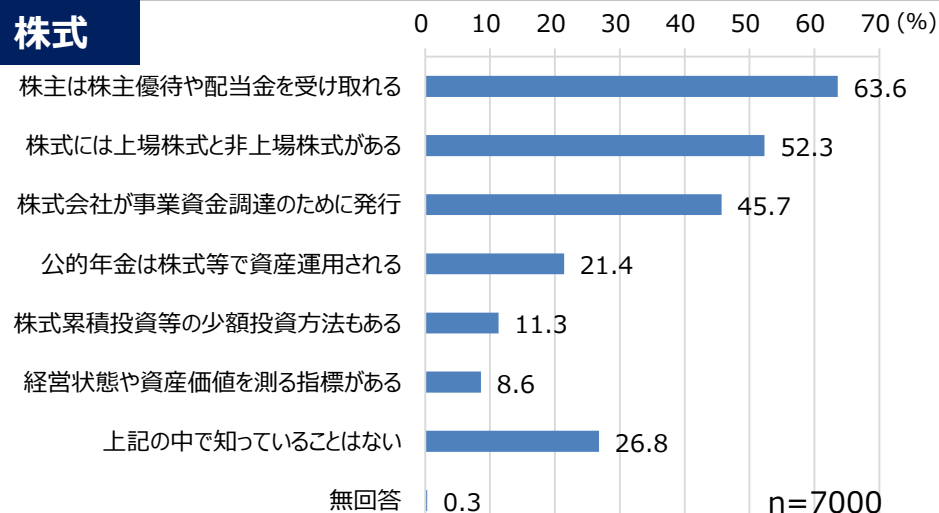


とうしくん®

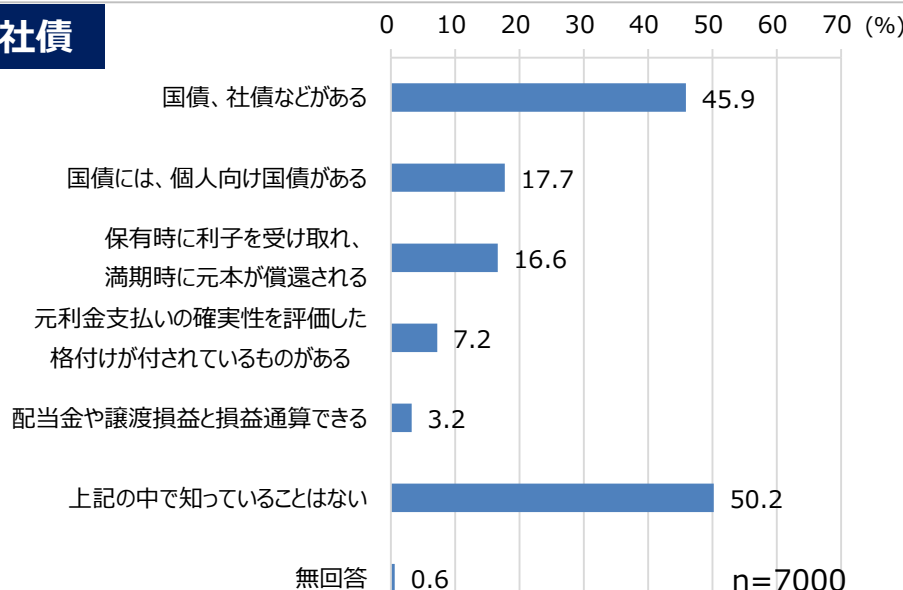
○ 株式・投資信託・公社債の認知度

複数回答

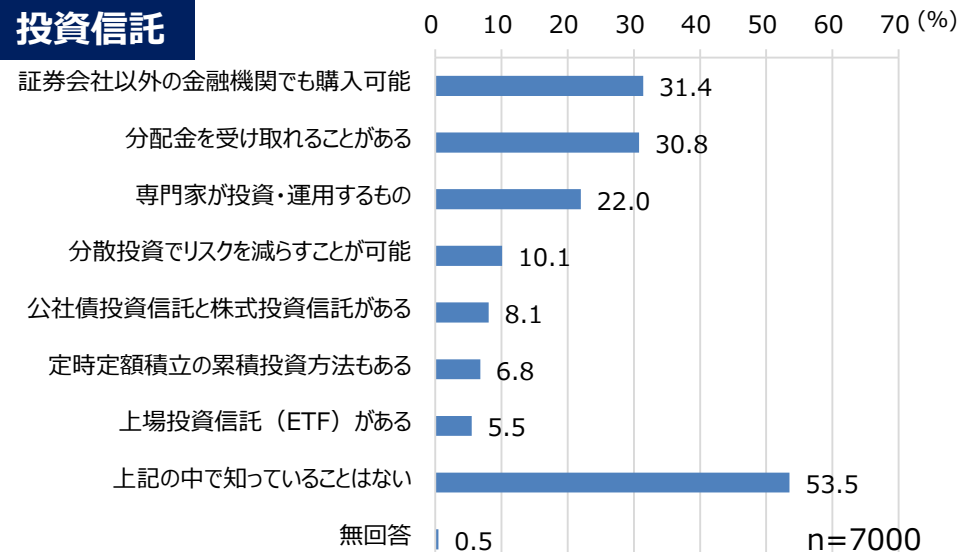
株式



公社債



投資信託



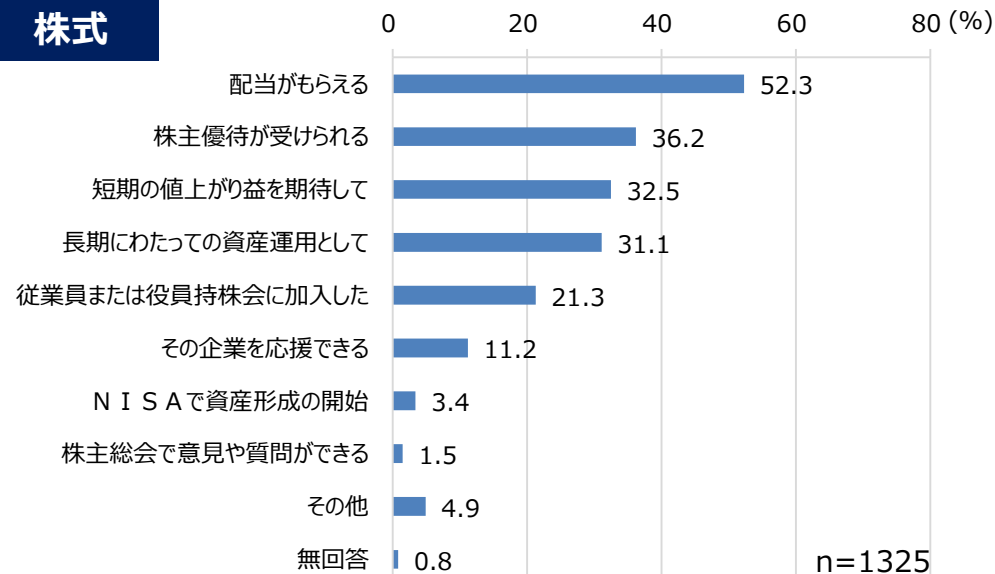
- 株式の認知度は、「株主は株主優待や配当金を受け取れる」「株式には上場株式と非上場株式がある」といった基本事項は高いものの、「上記の中で知っていることはない」が4分の1（26.8%）を超える。
- 投資信託・公社債の認知度では、「上記の中で知っていることはない」が過半を占める。

3. 証券投資に対する意識・必要性

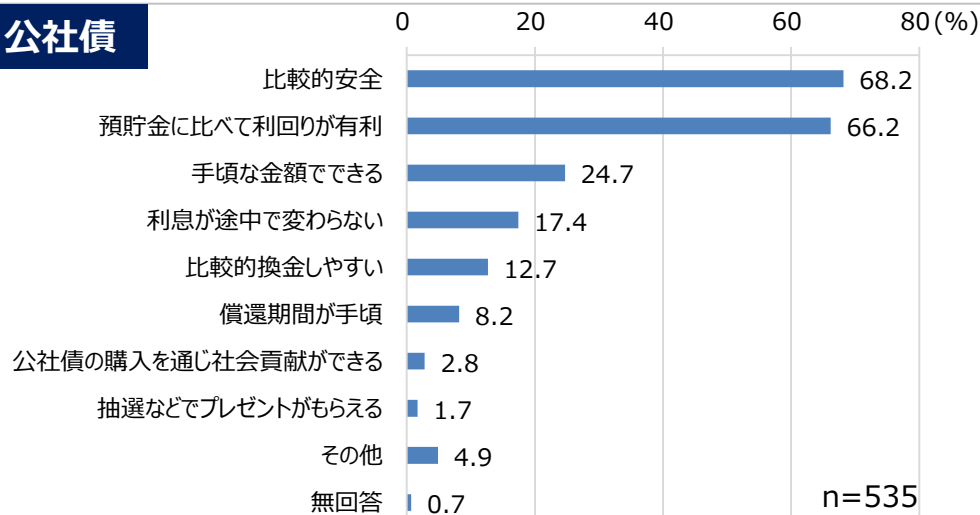
○株式・投資信託・公社債の購入理由

複数回答

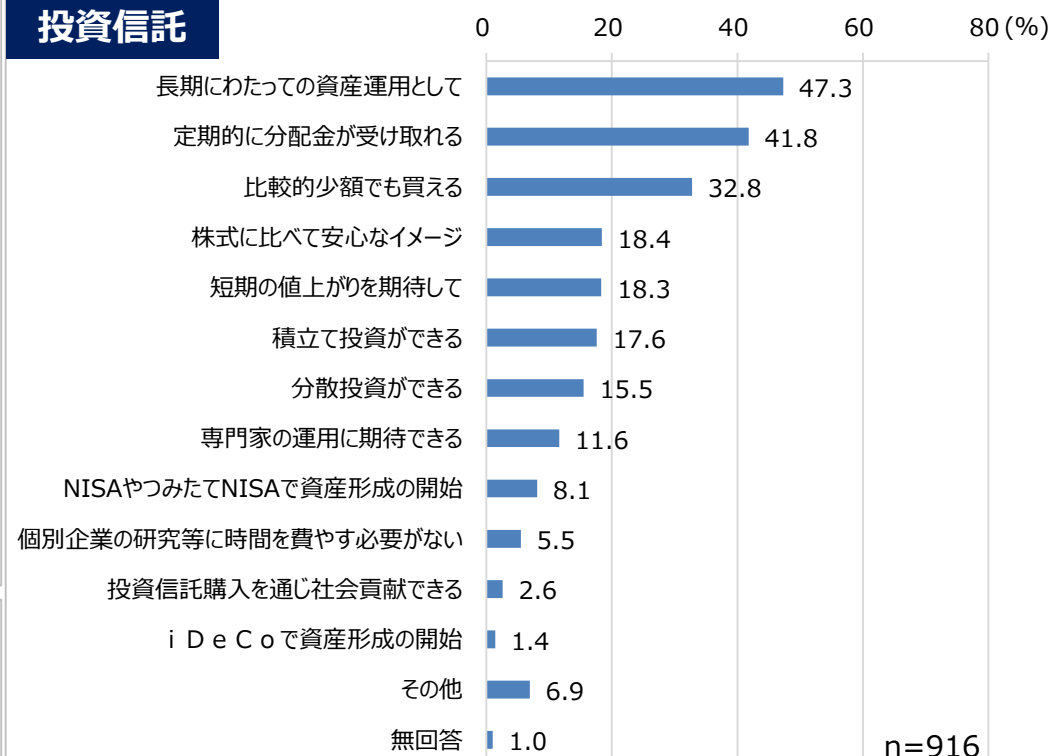
株式



公社債



投資信託



- 株式の購入理由は、「配当がもらえる」「株主優待が受けられる」の順に高い。
- 投資信託の購入理由は、「長期にわたっての資産運用として」「定期的に分配金が受け取れる」の順に高い。

3. 証券投資に対する意識・必要性

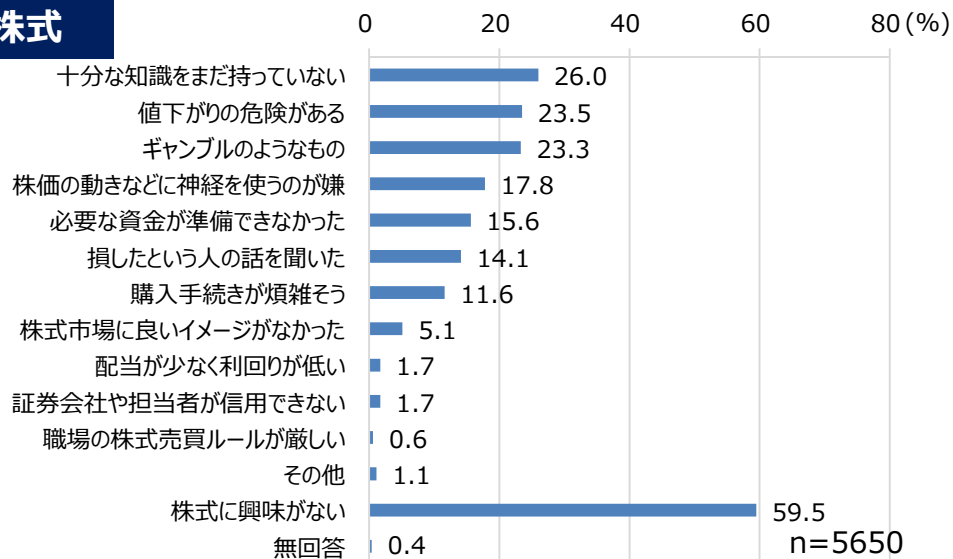
とう
し
10/4は
証券投資の日



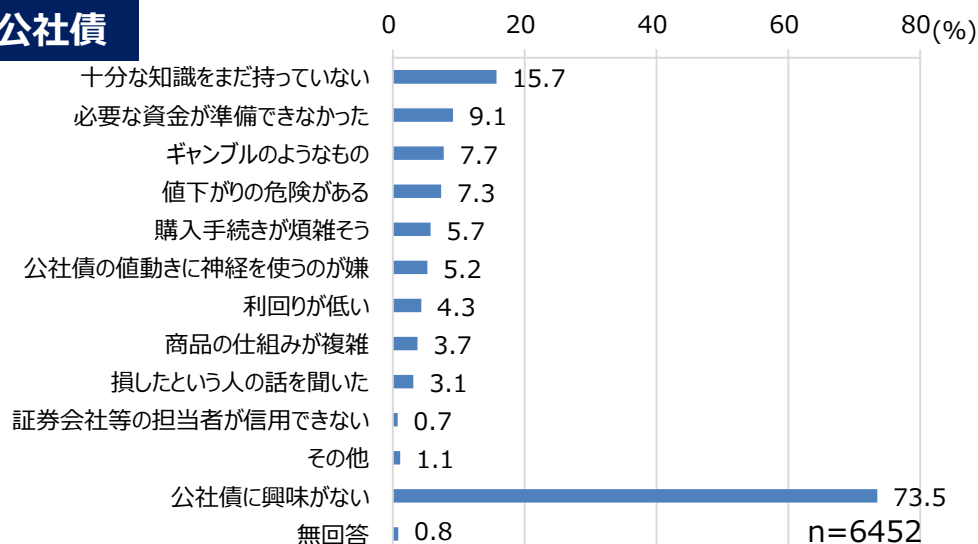
○ 株式・投資信託・公社債の非購入理由

複数回答

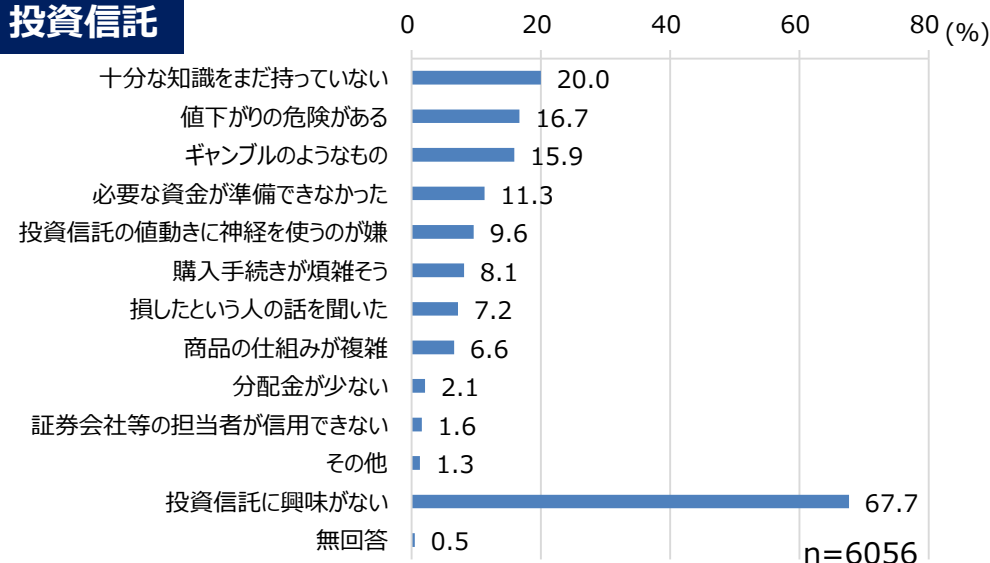
株式



公社債



投資信託



- 株式・投資信託・公社債ともに、「興味がない」が最も高く、これに「十分な知識をまだ持っていない」が続く。

3. 証券投資に対する意識・必要性

○証券投資のイメージ（保有金融商品別）

		プラス						マイナス						複数回答
表中の数値は%		資産を増やす	将来に役立つ生活資金の蓄え	勉強になる	社会貢献に役立つ	楽しそう		難しい	ギャンブルのようなもの	お金持ちがやるもの	なんとなく怖い	しつこく勧誘される	その他	無回答
	n=													
全体	(7000)	37.6	16.1	8.7	2.8	2.0		41.2	32.6	32.5	29.3	10.7	2.4	0.8
預貯金のみ保有層	(5200)	33.3	10.9	5.8	2.2	1.3		42.8	34.5	36.6	32.3	11.2	2.3	0.9
証券保有層	(1257)	58.9	39.5	22.0	5.6	5.4		32.6	24.9	13.2	16.4	8.4	1.9	0.2

- プラスイメージでは「資産を増やす」が高く、マイナスイメージでは「難しい」「ギャンブルのようなもの」「お金持ちがやるもの」などが高い。
- 証券保有層は、預貯金のみ保有層に比べ、プラスイメージが高く、マイナスイメージが低い。

3. 証券投資に対する意識・必要性

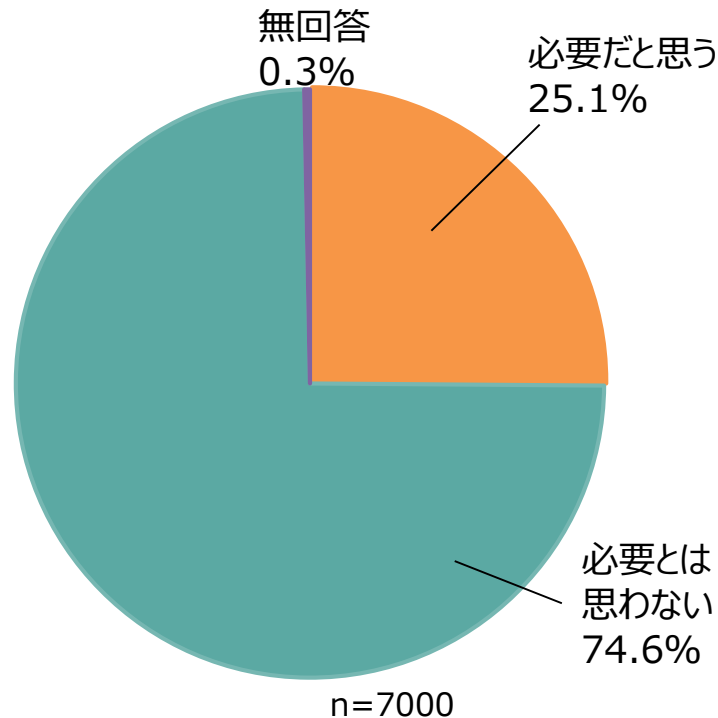
とう
し
10/4は
証券投資の日



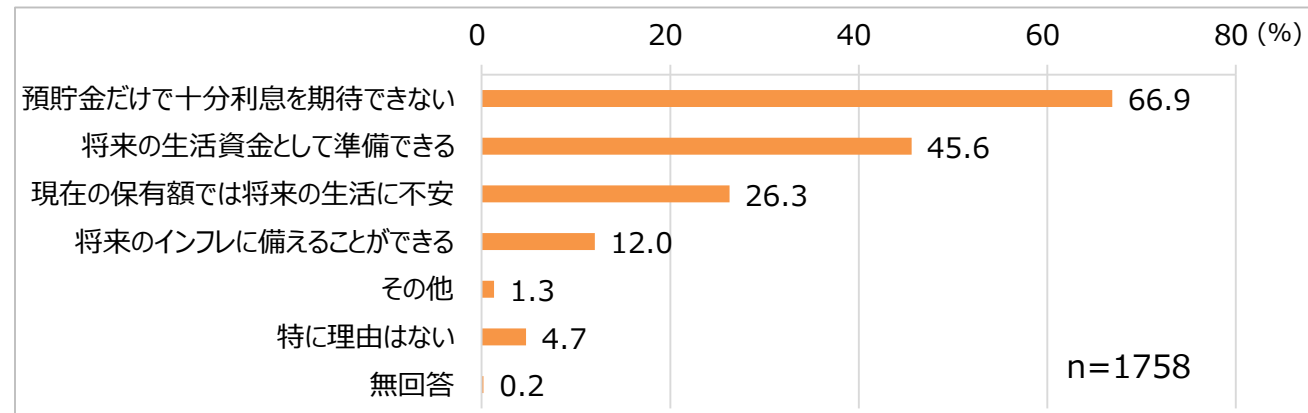
JSDA

複数回答

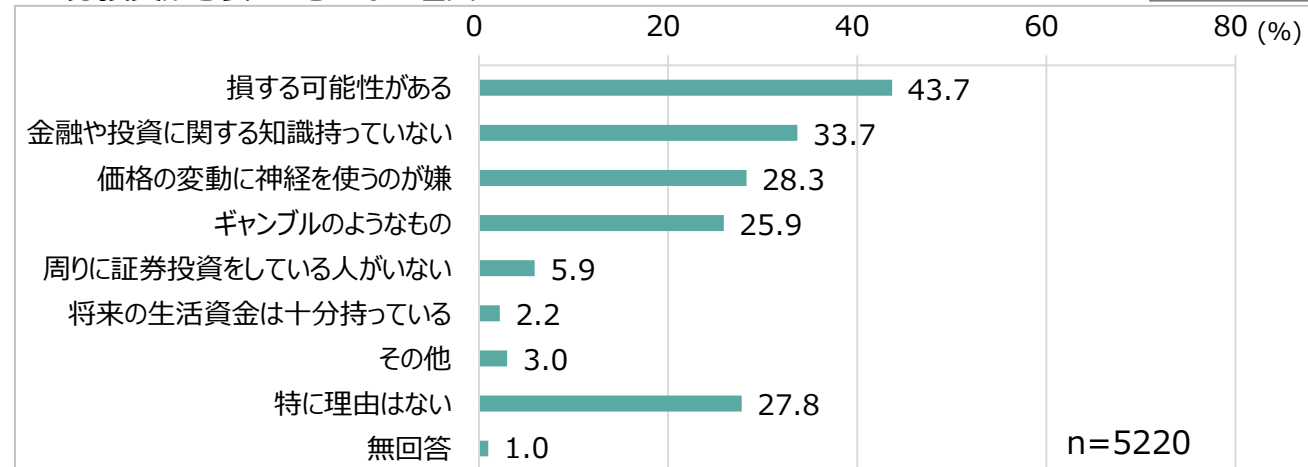
○証券投資の必要性



<証券投資が必要だと思う理由>



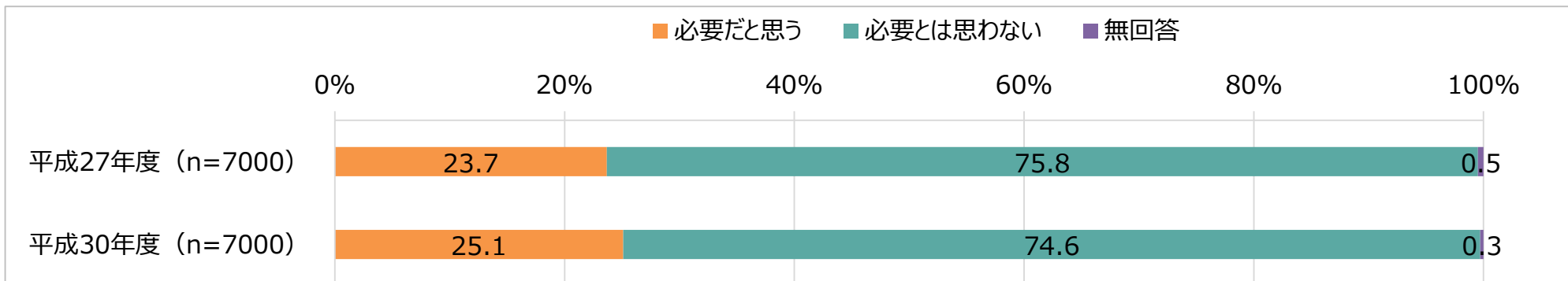
<証券投資が必要とは思わない理由>



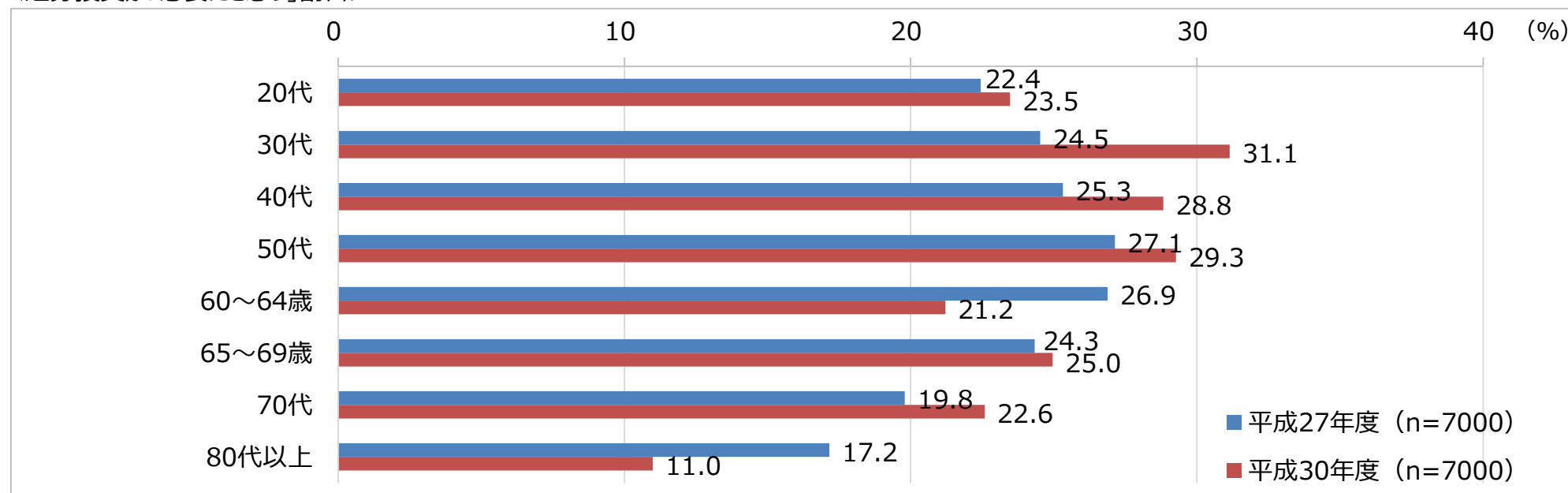
- 証券投資が必要だと思う理由は、「預貯金だけで十分利息を期待できない」が66.9%と最も高い。
- 証券投資が必要とは思わない理由は、「損する可能性がある」「金融や投資に関する知識を持っていない」の順に高い。

3. 証券投資に対する意識・必要性

○証券投資の必要性（年代別）



<証券投資が「必要だと思う」割合>



- 30代から50代で、証券投資が「必要だと思う」割合が高い。

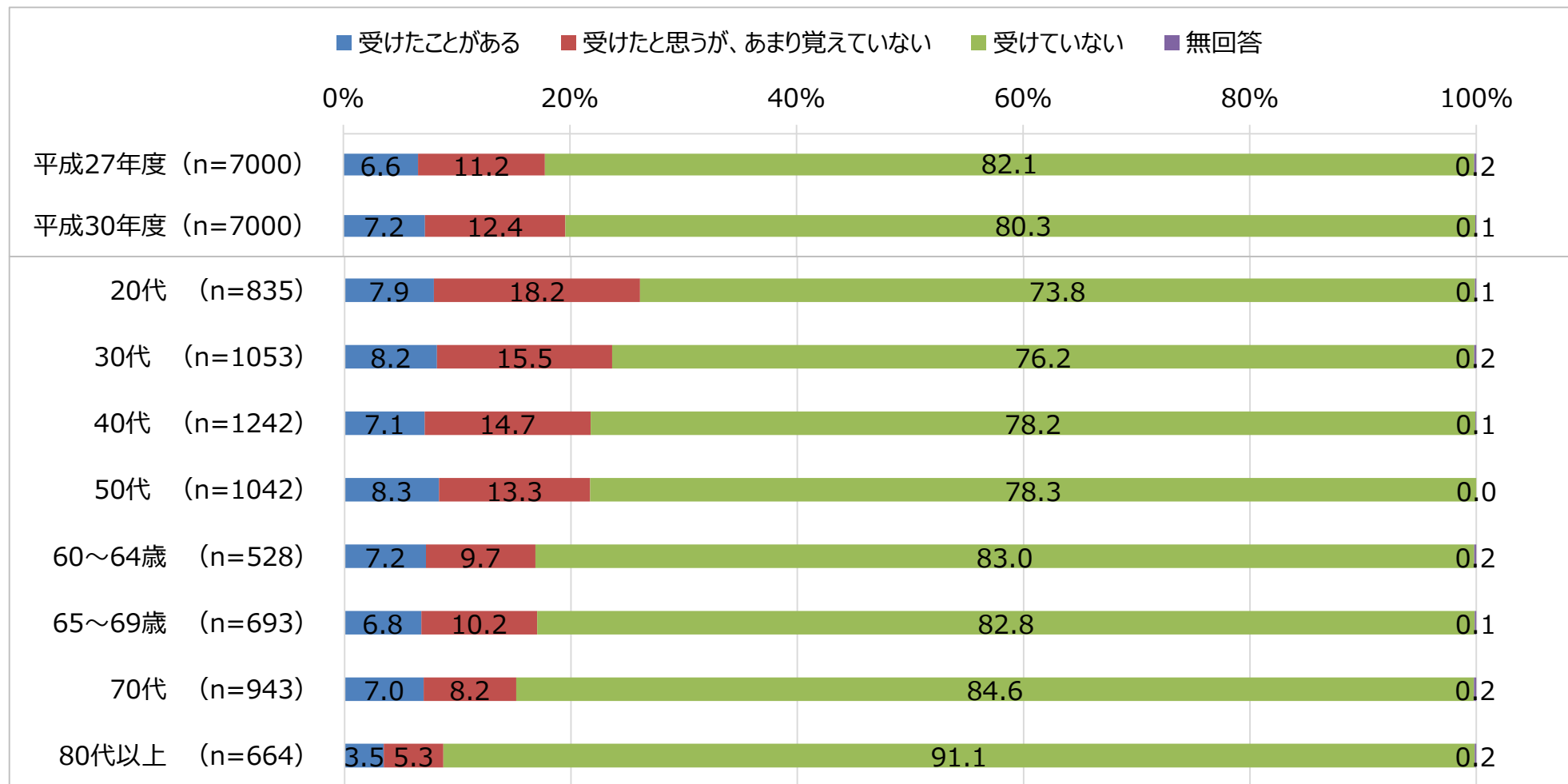
4. 証券投資教育の意義



とうしくん®

JSDA

○証券投資教育の経験の有無



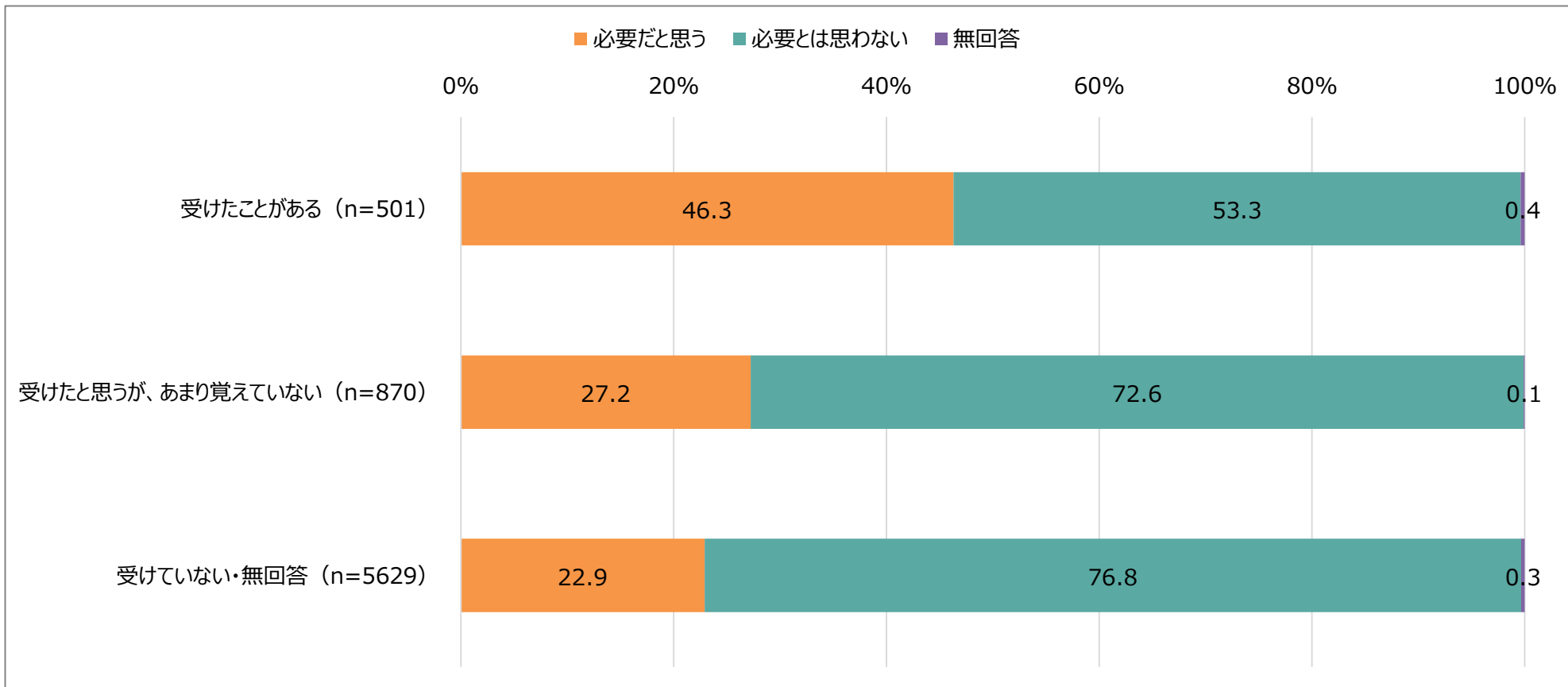
- 前回調査と比較すると、「受けたことがある」「受けたと思うが、あまり覚えていない」が上昇。
- 年齢が若い層ほど証券投資教育を受けている傾向がある。

4. 証券投資教育の意義

とう
10/4は
証券投資の日



○証券投資教育の経験の有無と証券投資の必要性



- 証券投資教育を受けたことがある人は、証券投資が「必要だと思う」割合が高い。

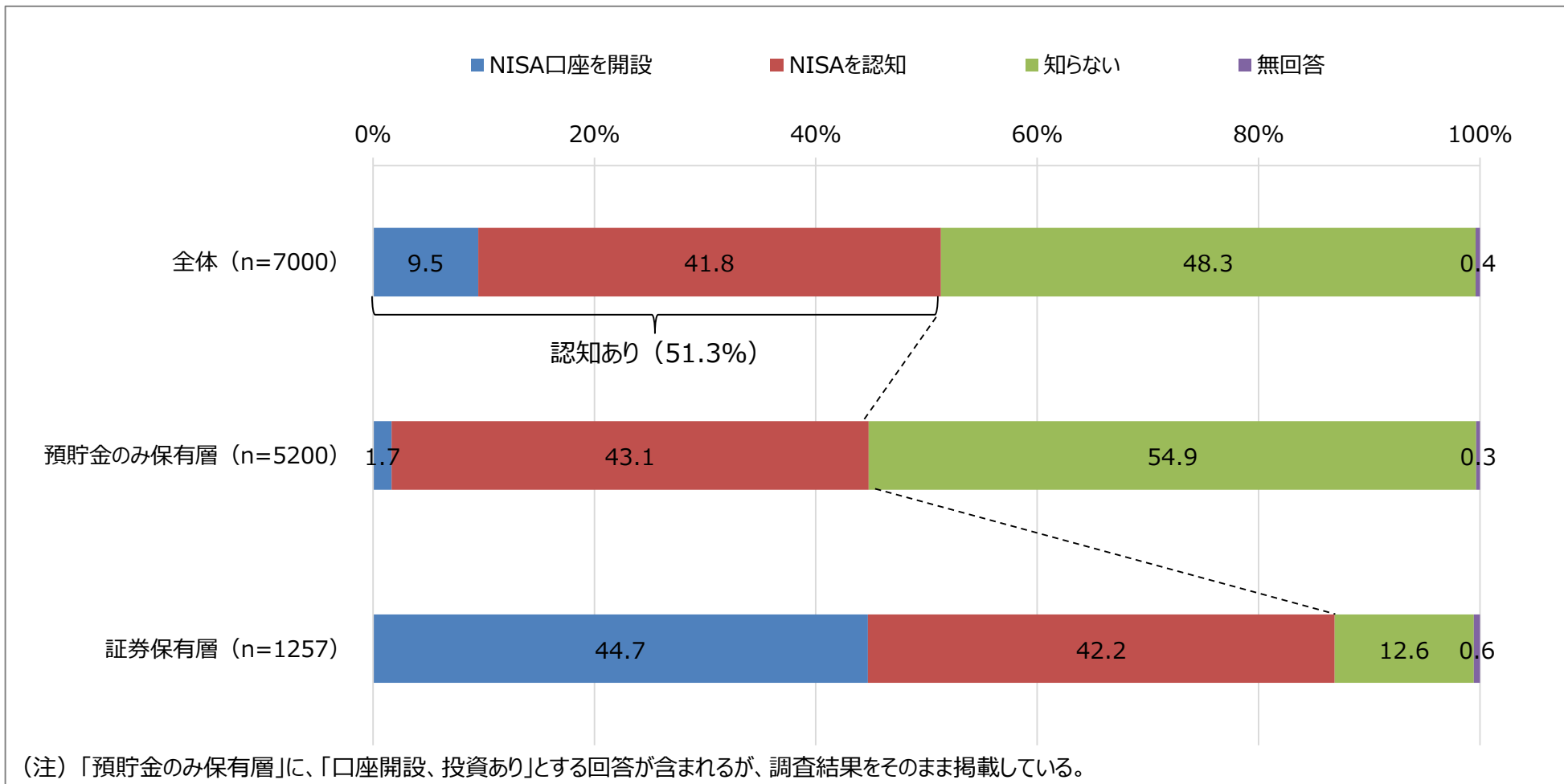
4. 証券投資教育の意義

とう
し
10/4は
証券投資の日



JSDA

○NISA認知状況



- NISA口座開設済みは9.5%。
- NISAの認知度は全体で51.3%であるが、証券保有層の認知度は86.8%。

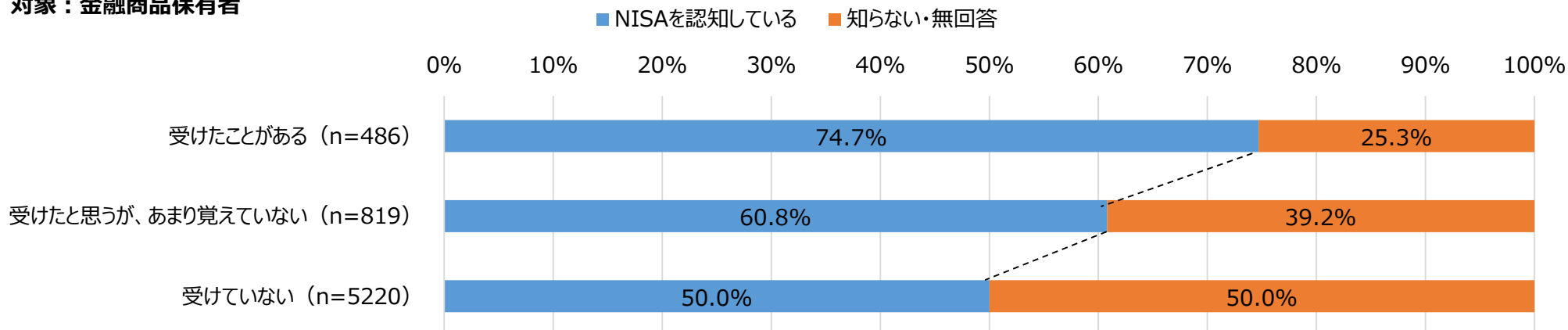
4. 証券投資教育の意義

とう
し
10/4は
証券投資の日

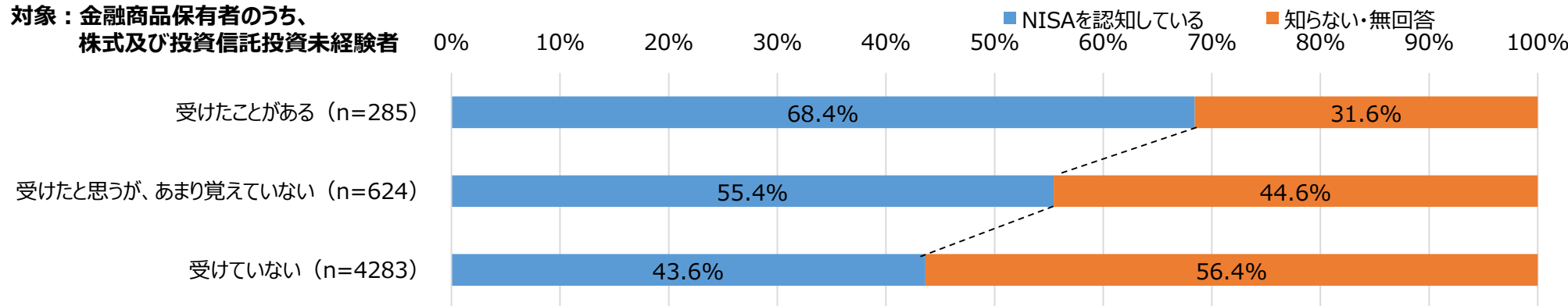


○証券投資教育の経験の有無とNISAの認知度

対象：金融商品保有者



対象：金融商品保有者のうち、
株式及び投資信託投資未経験者



- 証券投資教育を受けた経験のある人は、NISAの認知度が高い。
- 株式及び投資信託投資未経験者であっても、証券投資教育を受けた経験のある人は、NISAの認知度が高い。

4. 証券投資教育の意義

複数回答

表中の数値は%

※証券投資が必要だと思う者

n=

	投資対象商品・リスクの種類	自分に適した投資の商品・スタイル	投資方法・リスクを減	投資者のノウハウ	口座開設や金融商品	経済に関する全般	（証券）NISAの仕組み	投資の成功・失敗	知識は必要ない	わからない	無回答
全体 (1758)	45.7	44.8	34.8	27.8	25.2	23.1	20.9	16.5	5.3	9.6	1.0
20代 (196)	51.0	46.4	32.1	38.3	36.7	29.6	27.0	24.5	4.1	12.8	0.5
30代 (328)	50.6	44.5	33.2	34.5	33.5	24.4	25.3	18.3	1.8	8.8	0.9
40代 (358)	55.6	49.7	40.5	31.3	29.9	26.0	28.2	18.4	3.6	6.1	0.8
50代 (305)	47.9	44.9	36.4	27.5	24.3	18.7	20.7	16.7	5.2	6.9	0.3
60～64歳 (112)	38.4	49.1	37.5	28.6	20.5	21.4	17.9	11.6	4.5	10.7	2.7
65～69歳 (173)	40.5	41.0	34.7	16.8	13.3	17.9	12.1	15.6	8.7	12.1	0.6
70代 (213)	30.0	40.4	30.5	15.5	12.7	25.8	11.3	8.9	9.9	10.3	1.9
80代以上 (73)	21.9	32.9	23.3	15.1	9.6	11.0	4.1	8.2	12.3	23.3	1.4

● 「投資対象商品の種類・仕組み・リスクやリターン」「自分に適した投資の商品・スタイル」の順に高い。

4. 証券投資教育の意義



複数回答

表中の数値は%

※証券投資が必要だと思う者

n=

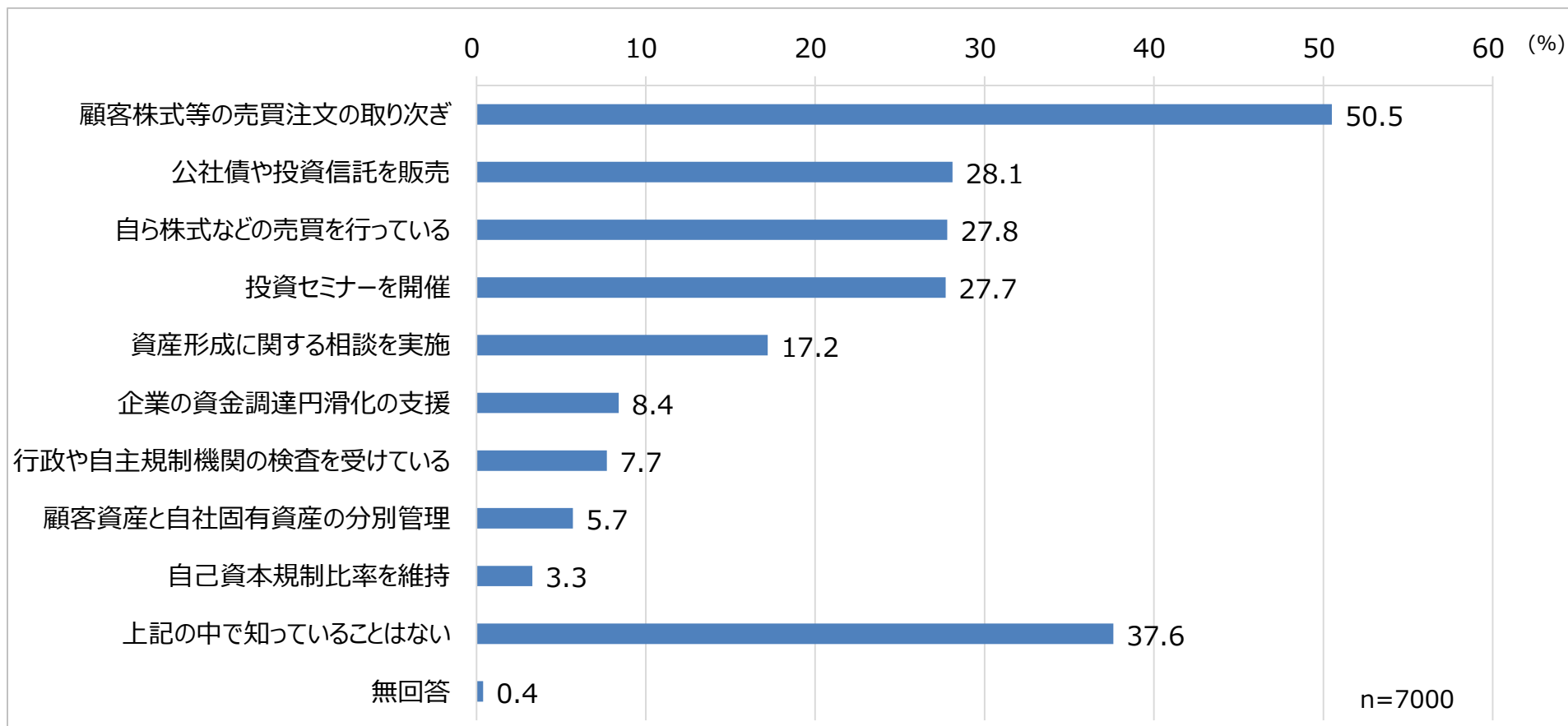
	ミナ ナ ヘ の 参 加 セ	中 立 機 関 の 無 料 セ ミ ナ ー へ の 参 加	の イ ン タ ー ネ ッ ト	ネ ッ ト	ス マ ホ	明 確 な 担 当 者 か ら の 説 明	関 連 証 券 会 社 か ら の 融 資 機 構	証 券 実 施 社 の 参 加 セ ミ ナ ー	ナ ン ク な 証 券 実 施 社 の 参 加 セ ミ ナ ー	ジ ン ク な 証 券 実 施 社 の 参 加 セ ミ ナ ー	新 聞 や テ レ ビ 、 ラ ジ オ	か ら の 意 見 参 照	周 圍 の 投 資 経 験 者	金 融 専 門 誌 や 書 籍	関 連 証 券 会 社 の 子 会 社 や パ ン ク 機 構	わ か ら な い	無 回 答
全体 (1758)	34.1	34.0	22.7	29.3	24.5	23.2	22.3	16.2	15.0	8.9	0.3						
20代 (196)	35.7	42.3	38.8	24.5	24.0	10.7	25.5	20.9	11.7	10.7	0.5						
30代 (328)	42.4	39.0	35.4	23.8	25.6	17.1	28.0	18.0	12.8	7.3	0.0						
40代 (358)	41.3	39.7	31.8	31.8	25.1	19.6	23.7	16.5	17.9	7.0	0.6						
50代 (305)	33.8	39.0	18.4	29.8	22.6	22.6	19.7	17.7	17.4	7.5	0.0						
60～64歳 (112)	28.6	26.8	9.8	30.4	30.4	18.8	21.4	9.8	10.7	7.1	0.0						
65～69歳 (173)	31.8	26.0	8.1	31.8	22.0	32.4	19.7	13.3	12.7	11.0	0.0						
70代 (213)	21.6	23.0	4.7	31.5	23.0	42.3	16.9	14.1	17.8	9.4	0.5						
80代以上 (73)	8.2	2.7	2.7	38.4	26.0	34.2	15.1	11.0	12.3	23.3	1.4						

- 「インターネット（PCやタブレット、スマホ）」「中立機関の無料セミナーへの参加」が高い。
- 年齢が若い層ほど「インターネット」が高く、年齢が高い層ほど「新聞やテレビ、ラジオ」が高い。

5. 証券会社等

○証券会社の業務等に関する認知状況

複数回答



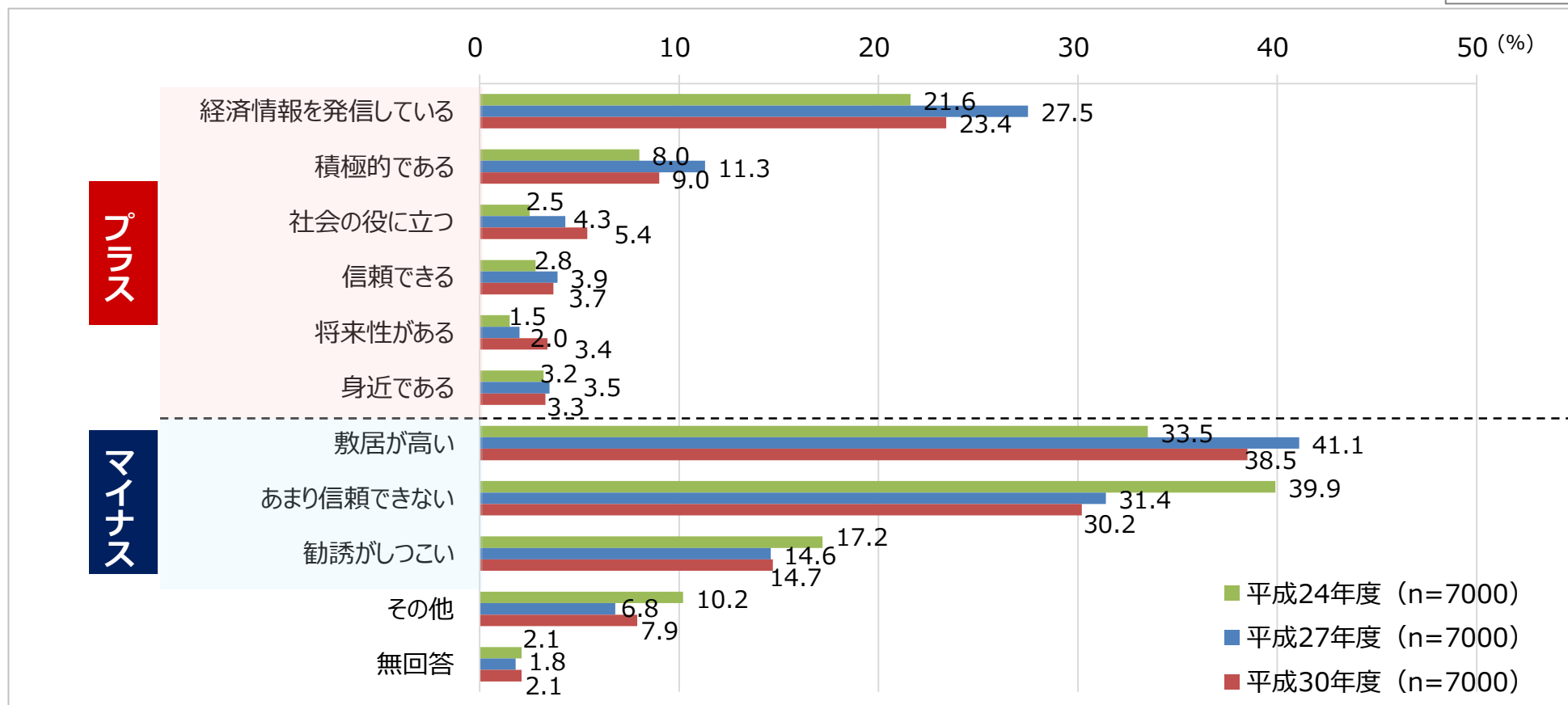
● 「売買注文の取り次ぎ」の認知度は50.5%であるものの、「知っていることはない」も37.6%と高い。

5. 証券会社等



○証券会社のイメージ

複数回答



- 前回調査と比較すると、「経済情報を発信している」「積極的である」といったプラスイメージが低下したものの、「あまり信頼できない」といったマイナスイメージも低下が続いている。

5. 証券会社等

○証券会社との取引状況

■ 現在取引している ■ 以前取引していたが、現在していない ■ これまでに取引したことがない ■ 無回答

0% 20% 40% 60% 80% 100%

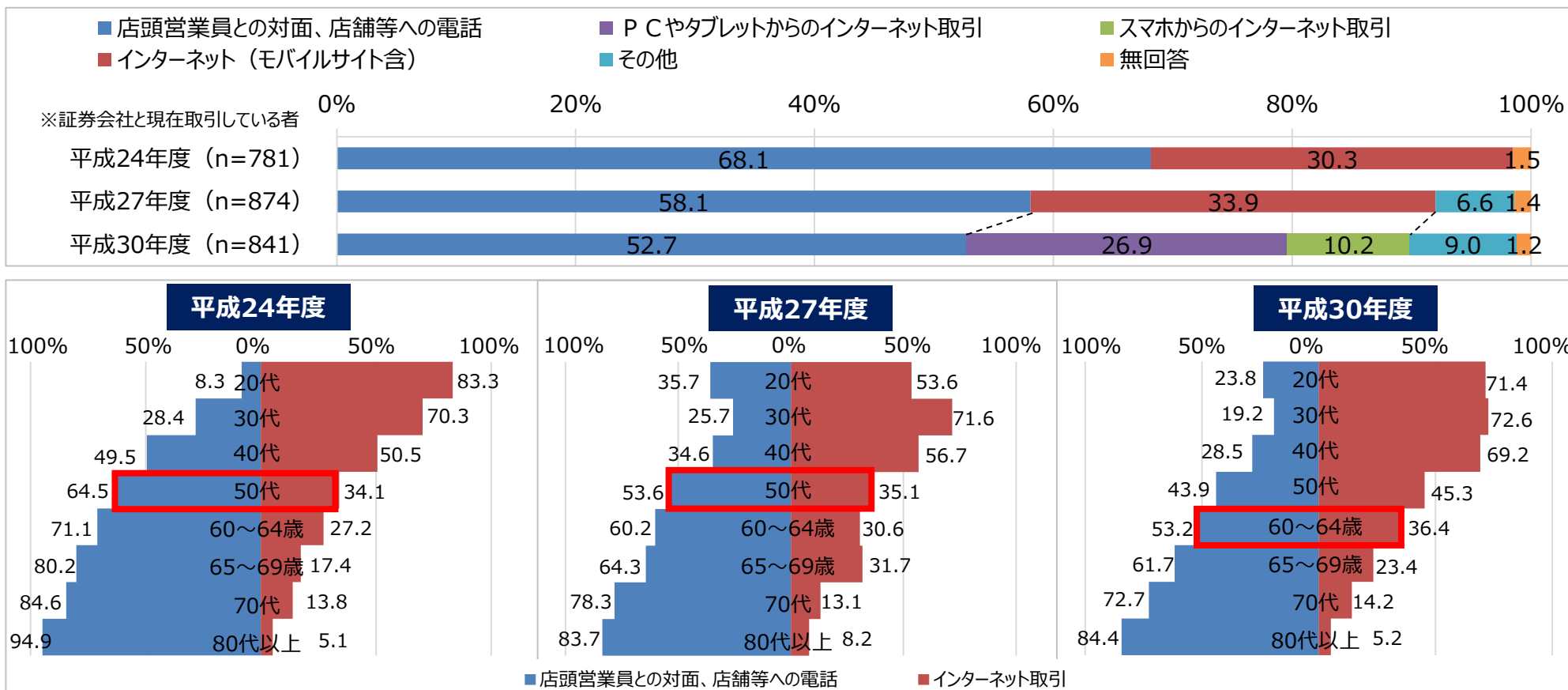


- 「これまで取引したことがない」が80.9%であり、前回調査から大きな変化はない。

5. 証券会社等



○証券会社との主な取引方法



(注) 「その他」は平成27年度調査より設定した選択肢。

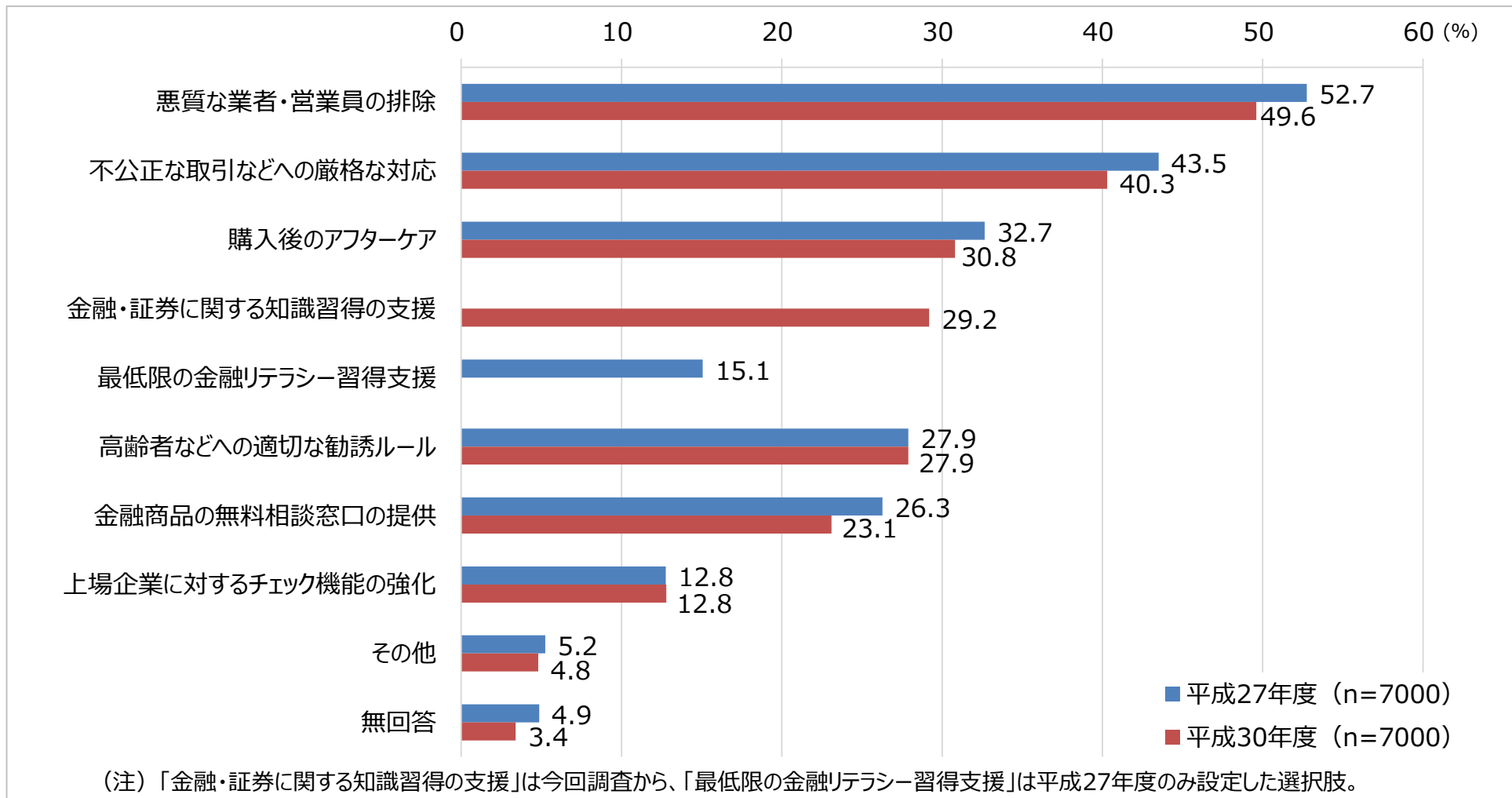
「インターネット（モバイルサイト含）」は、今回調査より「PCやタブレットからのインターネット取引」「スマホからのインターネット取引」に変更。

- 「店頭営業員との対面、店舗等への電話」が低下し、「インターネット取引」が上昇。
- 年齢が若い層の方が、「インターネット取引（PCやタブレット、スマホ）」が高く、「店頭営業員との対面、店舗等への電話」が高くなる分岐点は60代前半。

5. 証券会社等

○安心して証券投資を行ううえで強化すべき点

複数回答



●「悪質な業者・営業員の排除」「不公正な取引などへの厳格な対応」が高い。